

第 1 回臨時会会議録目次

第 1 日目（平成 22 年 2 月 17 日）	頁
○開会宣告	3
○開議宣告	3
○日程第 1 会議録署名議員指名	3
○日程第 2 会期決定	3
○日程第 3 行政報告	3
○日程第 4 報告第 1 号 専決処分について（損害賠償額の決定）	3 1
○日程第 5 議案第 1 号 平成 21 年度滝川市一般会計補正予算（第 12 号）	
議案第 2 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	3 2
○日程第 6 議案第 3 号 滝川市ほか 5 組合の公平委員会共同設置規約の変更について	5 4
○日程第 7 選挙第 1 号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について	5 5
○日程第 8 意見書案第 1 号 雇用・能力開発機構「地域職業訓練センター」の存続を求める要望意見書	
意見書案第 2 号 地域職業訓練センター存続へ対策強化を求める要望意見書	5 5
○閉会宣告	5 6

平成22年第1回滝川市議会臨時会（第1日目）

平成22年 2月17日（水）

午前10時00分 開 会

午後 3時49分 閉 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 行政報告

日程第 4 報告第 1号 専決処分について（損害賠償額の決定）

日程第 5 議案第 1号 平成21年度滝川市一般会計補正予算（第12号）

議案第 2号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第 3号 滝川市ほか5組合の公平委員会共同設置規約の変更について

日程第 7 選挙第 1号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について

日程第 8 意見書案第1号 雇用・能力開発機構「地域職業訓練センター」の存続を求める要望意見書

意見書案第2号 地域職業訓練センター存続へ対策強化を求める要望意見書

○出席議員（18名）

1番	渡 辺 精 郎 君	2番	窪之内 美知代 君
3番	酒 井 隆 裕 君	4番	清 水 雅 人 君
5番	関 藤 龍 也 君	6番	本 間 保 昭 君
7番	山 口 清 悦 君	8番	中 田 翼 君
9番	大 谷 久美子 君	10番	荒 木 文 一 君
11番	堀 重 雄 君	12番	三 上 裕 久 君
13番	堀 田 建 司 君	14番	田 村 勇 君
15番	山 腰 修 司 君	16番	井 上 正 雄 君
17番	水 口 典 一 君	18番	山 木 昇 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	田 村 弘 君	副 市 長	末 松 静 夫 君
教 育 長	小 田 真 人 君	理 事	飯 沼 清 孝 君
総 務 部 長	高 橋 賢 司 君	総 務 部 次 長	高 橋 一 昭 君
市民生活部長	西 村 孝 君	保 健 福 祉 部 長	狩 野 道 彦 君

保健福祉部次長	橘 弘 恭 君
経 済 部 次 長	若 山 重 樹 君
建 設 部 長	大 平 正 一 君
教育部指導参事	春 田 淳 一 君
監 査 事 務 局 長	堀 下 博 正 君
病院事務部参事	居 林 俊 男 君
企 画 課 長	田 中 嘉 樹 君
行政経営課長	五十嵐 千夏雄 君
農 政 課 長	新 井 敏 幸 君

経 済 部 長	多 田 幸 秀 君
経 済 部 参 事	佐々木 邦 義 君
教 育 部 長	館 敏 弘 君
教 育 部 次 長	河 野 敏 昭 君
病院事務部長	東 照 明 君
総 務 課 長	伊 藤 克 之 君
財 政 課 長	吉 井 裕 視 君
公平委員会	井 上 傑 博 君
公 務 局 長	

○本会議事務従事者

事 務 局 長	中 嶋 康 雄 君
書 記	寺 嶋 悟 君

次 長	田 湯 宏 昌 君
書 記	村 井 理 君

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議 長 おはようございます。ただいまより、本日をもって招集されました平成22年第1回
滝川市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、18名であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、山木議員、渡辺議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。今期臨時会の会期は、本日の1日間といたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定をいたしました。

◎日程第3 行政報告

○議 長 日程第3、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、行政報告をいたします。

その件は、株式会社滝川農業開発公社の不適切な決算処理がなされた件についてでございます。同公社の第19期、20期の決算におきまして粉飾決算等が行われているとの公益目的通報が公正職務審査会に提出をされ、これを受けて11月11日付で審査会から滝川市に3項目にわたる調査依頼がございました。滝川市では、11月25日に同公社に対して書面で調査を求めるとともに、市役所内にも農業開発公社決算調査チームを置き、通報のあった内容について調査をいたしました。同公社での調査結果については、滝川市に対して2月9日に報告がありました。また、市の決算調査チームの調査も同日に報告を受け、それらをもとに市としての報告書を取りまとめたところでございます。調査の結果でございますが、まことに残念ではあります。第19期、第20期において粉飾決算が行われておりました。市役所の信頼回復に向け、職員一丸となって取り組んでいる最中の不祥事であり、大変申しわけなく、議員、市民の皆様に深くおわびを申し上げます。

以下、概要についてご報告申し上げます。第19期においては、原材料、タマネギでございます

が、約３６６万円の架空在庫が計上されたほか、未払い金の一部繰り延べ、減価償却費の一部を償却しなかったことにより、第１９期の当期純利益は約７７７万円の赤字であったものを約６５９万円圧縮し、約１１８万円の赤字決算に粉飾されておりました。圧縮した６５９万円のうち、減価償却費の計算の誤りなどを除く粉飾を意図した額は約５５９万円でございます。第２０期においては、製品在庫において約１，６６７万円を架空計上されたほか、減価償却費の一部を償却しなかったことにより、第２０期の当期純利益は約１，４２６万円の赤字であったものを約１，４４３万円圧縮し、約１７万円の黒字決算に粉飾されておりました。圧縮した１，４４３万円のうち、減価償却費の計算の誤りを除く粉飾を意図した額は約１，３４７万円でございます。

今回の粉飾決算は、調査の結果、現場の打ち合わせ会議である社内会議、構成メンバーは市農政課副参与が兼職する取締役、工場長、課長、３名でございますが、この社内会議で決めており、この会議の主導役は市農政課副参与が兼職する取締役でございます。また、代表取締役社長、専務取締役、常務取締役の役付取締役への粉飾決算についての報告等は一切しておらず、役付取締役から指示を受けて粉飾決算を行ったものではないことも明らかになったところであり、監査役や他の取締役についても同様でありました。

この粉飾決算を行った背景は、同公社は第１８期に約５００万円の赤字を出しており、第１９期も２月の段階で赤字決算の見込みとなり、２年連続の５００万円以上の赤字となると公社の存続にかかわること、滝川市のタッグプランにおいても同公社の黒字化が命題となっていたことから、経費の調整等を行うことを社内会議で協議、決定し、実行したものであります。第２０期においても、第１９期の架空を含めた原料の持ち越し等が要因となり大きな赤字になることが予想されたことなどから、製品在庫を水増しする方法などで調整し、黒字決算としていたもので、信じられないほど軽薄な判断であります。

平成２０年及び２１年の第３回市議会定例会において、同公社から提出されました資料に基づき議会に報告し、議員各位から質疑がなされたところではありますが、特に１９期における原材料在庫、２０期における製品在庫等、粉飾された決算に基づき、粉飾に気づかず報告をし、答弁申し上げたことは、市長の調査権に基づく調査が不十分であった結果であると深く反省するとともに、おわび申し上げる次第であります。

粉飾した決算については、税理士とも相談した結果、第２１期決算で修正することを公社として決定しているところであり、議会においては本年第３回定例会でご報告を申し上げます。

再発防止のため、市民の皆様に信頼される市役所づくり推進プランのさらなる推進と市の第三セクターへのかかわりの強化等を行うとともに、同公社におけるチェック体制の強化や税理士への決算処理委託などの要請を行い、再発防止に努めてまいります。

また、このたびの問題を重くとらえ、２月１０日には関係した職員の処分を行うとともに、市長は予算の執行に関する調査権に基づき財務状況を公表する立場にあって、その責任を明らかにするため、副市長においては同公社の代表取締役社長を兼ねる立場にあって、その責任を明らかにするため、今議会において関連議案を提出をしておりますので、ご審議をいただき、ご決定いただきま

すようお願いを申し上げるところでございます。

以上をもって行政報告といたします。

○議長 ただいま報告が終わりました。

過日の議会運営委員会で確認をしたとおり、ただいまの報告事項に限り質疑を行うことといたします。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。本間議員。

○本間議員 おはようございます。新政会の本間でございます。ただいまの市長からの行政報告に対しまして質疑をさせていただきます。

まず、今回の農業開発公社の不適切な決算処理に関する不祥事でございますけれども、先日の全員協議会の中でもるる質疑をさせていただきましたけれども、再度やる部分もあろうかと思っておりますけれども、よろしくお願いいたします。

まず、金銭的な部分に限りまして3度目に当たる。これは、大きな不祥事だというふうに思っています。こういう1,900万円という粉飾決算という大きなものということなのだけれども、どこかちょっと麻痺しているのではないかなという感じもいたします。かなり重く受けとめる必要があるのではないかなというふうに思います。まず、1つ目は、これは市役所の体質なのか、なぜこういうことが連続的に起きるのか、そういうことについて市長のお考えをお伺いしたいと思います。

それから、農業開発公社の今後につきましてというか、今後の農業開発公社と滝川市のかかわりについてでございますけれども、まず通常の会社等の場合これほどの粉飾をしてしまうと、その会社は多分金融機関との取引は正直できなくなって、やはり倒産に追い込まれるというような規模のものなのではないかなというふうに一般的に判断できると思うのですけれども、ということは今後継続していくと仮にした場合にしても、23年3月、来年の3月に損失補償の金額を改定するというか、更新しなければならぬということが待っているわけです。そこについてどのような対策を打っていくかということでございますけれども、まず今期の収支でございますけれども、収支の実質収支計画を当初計画から更正したものが提示されましたけれども、製造原価の大きさとかいろんな部分につきましてかなり難しいのかなという部分も正直あります。利益を出すということについてです。そんなことと、それからあと現在の事業はタマネギとトマトの下請事業でございまして、要するに価格決定権がないゆえに利益率が確保できないということがあると思います。正直続けていくということになると、価格決定権があつて市場で優位に働くような製品を持っているということが営業の強みというか、これは多分農業開発公社にとっては必須の条件ではないかなというふうに感じるわけでございます。その現在の事業と今後の事業、今後営業、内容的にもどんな公社になっていくことを望むのかと。継続する場合ということです。

今大きく2点、3点かな、挙げましたけれども、今後どうしていくのか、通常であれば継続はもう不可であるというふうにジャッジされざるを得ないかもしれないということだと思っておりますけれども、ただあらゆる要素が多分あるのではないかなと思います。もし継続を決断とした場合、どのような要素をもってその決断の材料とするのかということでございます。

以上について答弁をよろしくお願いいたします。

○議長 長 答弁を求めます。市長。

○市 長 1点目について私からご答弁を申し上げます。

大変大きなことであると、そのことについては大変大きな出来事であるという強い認識を持っております。そういう認識の上に立って、これまでなぜ連続して起きるのか、市役所の体質ではないのかというご質疑でございますが、連続して起きたということについては本当に申しわけないことだというふうに思っています。しかし、起きてしまったことについて断じて、これを大きく反省をし、再発を防止するという体制をさらに強固なものにしていかななくてはいけないというふうに思っております。そういう意味では、点検体制もしっかり改めてとらなくてはいけないというふうにも思います。公益目的通報制度は、こういうことがあってはならないための歯どめの制度としてつくったつもりであります。よもやこれが使われようとは、想定外でありました。しかし、そういう事実が起きたわけでありますから、さらに管理監督の任にある市長の立場も含めてしっかりやらなくてはいけない。市役所の体質だというふうには思っておりませんけれども、さらにしっかりやっていきたいというふうに思っておりますので、さまざまな面での議員各位の、あるいは市民各位のご指導を賜りたいというふうに思います。

○議長 長 副市長。

○副市長 本間議員からの指摘のとおり、農業開発公社は下請の部分を含めて仕入れの自由性がない。共計枠の中で仕入れしていかなければならない。市場の動向、仕入れに対する自由性がないということの中で、販売の価格も市場の動向によって価格転嫁もできないという下請のつらさというのは十分承知しております。地域農業の規格外品を扱いながらということの中でやってきましたけれども、実態としての経営としてはそういう厳しさを持っているというのが実情であります。そうした中で、加工としてのトマトの取り組みもいたしました。このような新規アイテムをどう導入するかというのが大きな課題であるという認識を私としてはしております。このような中で、取締役会の中の議論を十分していった方向性を見出していかないと、22年度末の損失補償のときの議論に会社の存続論を含めて出てくると思っておりますので、しっかり会社内部の取締役会等で議論していきたいと思っております。

○議長 長 ほか答弁ありませんか。

では、再質疑。本間議員。

○本間議員 それでは、再質疑させていただきます。

まず、市長の答弁いただきました部分につきましてですけれども、いろんな公益目的通報だとか、新政会からもそのようにいろいろ一緒にやらせていただいたということもありますけれども、確かにこれは歯どめのための仕組みをつくったつもりだったのだけれども、これが実際に使われるということは非常に残念なことであります。ほかにもいろんなことの取り組みを進めてきた中で大変残念なことだと思うのだけれども、ずっと見ていたのは、これは実効性のある取り組みなのか。とても多岐にわたる、ちょっと正確な名称忘れちゃったけれども、職員のいろんな取り組みについて非常に多岐にわたるのだけれども、本質の部分、ここをこうしたらいいのだということをいろいろ質疑したりもししていましたが、何かポイントが絞られていないのではないかなというふうに思う

のです。何が問題かというふうについていつも思っていることは、やっぱり市理事者と、それから幹部職員の皆さんと、それから職員との協調できるようつながり。もしかしたら報告、連絡、相談うまくいっていないのかもしれないのではないかなと、ちょっと心配に思うところがいろんなところであるわけです。ある部分では、例えば幹部職員になるとこういういろんなことがあって大変な思いをすると、そんなこともやりたくないから、そんなに頑張らないほうがいいのではないかなということももしかしたら出てきているかもしれないのです。だから、そういう部分、双方、職員側と管理者側という言い方おかしいと思うのですけれども、やっぱり一丸となってやっていただかなければならないということはどうしてもあると思うのです。そんなところがきっとベースになるのだろうというふうには思っています。表向きはどんなふうに見えとかなということではなくて、実質としてどうなのかということなのです。そんなことに対する今後の取り組みについて、市長からご答弁をいただきたいと思います。

それからあと、継続に対して決断していく、継続するか否かの決断をしていくのに具体的にどういうプロセスを踏んでいくのか、いついつまでにどうしていくのかということについてももし今お考え、本当はお考えをお持ちでないかなと思うので。決算期は損失補償の決定前にございますし、ですからそういう節目節目を踏んでいくわけです。きちっとそこを固めていかないと、今年度末の3月の決断はできないと思います。市議会でだめと言われたからとかなということとか、そういうことに頼ることではなくて、双方で結論に向かって調査だとかいろんな対応活動をしていくということが大事だと思うので、それまでのプロセスについて。それと、何と何が大事なのかということをもう一度ご答弁いただきたいと思います。

○議長 市長。

○市長 1点目のことについては、大きな課題の解決方法についてはもう少し綿密にやらなくてはいけないと、基本的な指示だけにとどめていてはいけないという判断をただいま持っております。この方針というのは、単に市長だけでなしに、副市長、部長以下大きな課題解決についてはもっと踏み込んで調査をし、検討の指示を与えると、ここら辺のことを職員と一丸となってやるということについて、本間議員ご指摘のとおりですから、進めてまいりたいというふうに思っております。現在一つのセクションだけで物事が解決するというのは、ほとんどありません。かつてはほとんどが一つのセクションで完結していたのですけれども、今は完結しないということで、関係課が集まって、そこで結論を出す。したがって、これも形だけになってしまっているのかもしれませんが、結論を出して、その結論を報告するという、かつての何々してよろしいか伺いますという伺い書形式をやめました。報告書形式にいたしましたけれども、さらにこういう関係者が集まって協議をし、結論を出すと、ここら辺についてさらに徹底をしながら、そういう中でご指摘のありました一丸となった体制づくりを改めてしたいというふうに思います。

2点目の決断のプロセスということですが、一つのポイントは、ポイントの時期は8月の株主総会だというふうに思っております。この8月の株主総会において、何らかの判断をしていくポイントがあるというふうに思います。ただ、大きな赤字を持っているわけですから、この赤字についてどういうふうな解決策があるのかというのは8月の株主総会を待たずに検討を進めていき

いというふうに思います。ただ、農業開発公社が極めてつらいというのは、ほかの公社は余り、例えば滝川グリーンズなんかもそうですけれども、資産を持っておりません。資産に対して一定の行政支援をするということをほかの第三セクターはやっているのですが、この農業開発公社だけはやっていない。全く一般の企業と同じレベルで経営をしている。損失補償はありますけれども、こういう従来の取り扱いがやっぱり重荷になってきたと、この農業開発公社を設立するときも本議会で相当議論になって、設立予算が通ったわけでありましてけれども、ここら辺のことは愚痴になりますけれども、あるということだけのご認識をいただきながら、それではでき上がっている損失についてどういう方法論があるのかというのは、8月を待たずに検討を進めていきたいというふうに思います。

それと、何と何が大事なのかということではありますが、取引先、安定した取引先が確保できるのかどうかということがその見きわめとして極めて重要なことだというふうに思います。そのことによって永続的にこの赤字を解消していける見込みが明確に立つのかどうかと、そのことが市が損失補償をすべきとして市長から議会にご提案を申し上げる、そういう基礎になっていくものだというふうに思っております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長 本間議員。

○本間議員 やめようと思ったのですが、もう一度だけ質疑をさせていただきます。

今の市長の答弁についてなのですが、別に揚げ足をとろうというつもりではありませんけれども、心根の部分というか、自分とちょっと違うなと思うのでお話をさせていただきますけれども、まず言いわけになるかもしれないけれどもという部分の資産の行政支援についてです。だから、だめなのではないかなと思うのに、今何でそんなことおっしゃるのかなというふうに思うのです。それが原因になったと思うのです。それが以心伝心伝わっているわけです。だから、こんなことになっているのではないですかね。だから、今そんな話をされるのは私は心外だし、ちょっと間違っていると思うので、そうやって指摘されてどう思われるか、ご答弁いただければというふうに思います。

それから、もう一つは、これは取引先の安定的なものと赤字の解消への見込みというのは確かにベースとしては大事です。だけれども、例えば取引先を確定させて赤字の解消への見込みを立てたとしても、163万1,000円なのです、今期の利益予想が。これをずっと続けていって果たして赤字解消につながるのかというのはちょっと違うので、だから指摘したのは、要するに価格的决定権があるような別な新たな事業をやっていくとか、タマネギだけではなくて地場産農産物をもっともって使って、例えばブランド化の付加価値をつけて、ほかのところに何とか売り込むようにしましょうとか、例えば米を使って何らかの製品をつくって何とかしましょうとか、そういう別なものが必要だということを僕は思うのです。今までの状況を続けていくと、これより多少よくなっても悪くなくても、やっぱり何百万円の世界なのです。だから、継続する意義というのは見出せないのではないかなというふうに思うので、このようなことを投げかけているわけでありまして。そういうことも、実は自分はそれが継続するか否かの決定について一番大きなものであるというふうに思い

ます。もし例えば地場産のものをもっと大きく販売できるようなかなめとなる会社にしていくということが考え方としてあるのであれば、お金つぎ込んでやるべきだと思うけれども、そんなことではなくて赤字解消のための会社として存続するのであれば、それは存続は可とはならないのではないかということが私の真意なのですけれども、それについてお考えをお伺いいたします。

○議長 市長。

○市長 1点目のことについては、ご意見として受けとめさせていただきたいというふうに思います。

2点目のことですけれども、何と何が重要かということに補足的になるかもしれませんが、この農業開発公社は地元の商品化されないタマネギの有効活用をして、農業所得を拡大をするということが大きな目的でスタートしたわけであります。したがって、そういう状況にあるのかどうかというのが1つ重要な判断としてあるのではないかというふうに思います。それでは、これまでタマネギ以外のことは一切検討もしなかったし、手つけなかったのかということとそうではありませんで、例えばカボチャの販売とか、あるいはトマトの加工とか、こういうことに手も染めてまいりました。これは検討課題ということになりますけれども、新たなこういう加工のビジネスチャンスというものがあるのかどうかと、これも何が重要かということの重要な一つだというふうには思っておりますから、そこら辺も検討課題として検討してまいりたいというふうに思います。

何十年かかって赤字解消できるのかわからないのに赤字解消のための存続をするということになると、これまた危険だというふうに思いますから、そこら辺は十分検討の中で将来にわたっての慎重な判断が求められるというふうに思います。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 それでは、市長の行政報告について何点かお伺いいたします。

まず、1点目ですが、報告もありましたけれども、議会に対し偽りの資料を提供した。その資料に基づいて、真剣な議員の質疑に対して結果として虚偽の答弁を行っていたということは、議会軽視というか、議会への姿勢として物すごく重い責任があるというふうに思うのですが、この点についてどのような責任を市長は感じておられるのか伺いたいと思います。

2点目ですが、市の幹部職員による連続した不祥事が発生した。その根底にある要因、原因について、任命責任者なわけで、幹部として任命した責任を持つ市長の考えを改めて伺っておきたいと思います。

3点目ですが、粉飾決算を指導した副参与がかかわっていた他のセクションもあるわけですが、他のセクションについては同様のことがないのか、また違ったことでの虚偽記載等がないのか、精査したのかどうかお伺いいたします。

4つ目ですが、粉飾決算を主導した副参与は、公社取締役を1月に辞任していますが、職員として他の任務は現状どうなっているのかお伺いします。

5つ目ですが、市長は昨年の第3回定例会での答弁がしどろもどろであり、これではかえって不信感を抱く、きちんと勉強して答弁すべきとの指導を3定後に行ったようですが、この指導に基づいて指導された者が勉強し、そのことを確認したことを市長は事実としてその後確認を行ったのか

どうか。また、この定例会の答弁に、市長自身としてその答弁に納得されていたのかどうかについてお伺いいたします。

6つ目ですが、公社の3カ月ごとの取締役会において在庫の確認を初め経営状況について議論していなかったとが明らかになりました。民間企業では考えられないことです。取締役会としての機能を私は全く果たしていなかったと言っても過言ではないという状況があったのではないかと思います。多額の出資をし、8,000万円の損失補償をしている滝川市の市長として、こうした公社取締役会をどのように感じられているのかお伺いいたします。

7つ目ですが、公社の最大の出資者である滝川市でありますし、先ほども言いました損失補償もしているわけですが、今回廃棄処分によって合計292トン、1,000万円相当が材料として使えなかった。こういう損失を行ったわけですが、出資者として1,000万円相当の損失の補償を、相手がどうなるかは別として、その損失補償を求める考えはないのかどうかお伺いいたします。

8つ目として、市としての再発防止策が示されています。その一つに、半期ごとに経済部長と次長の抜き打ち在庫管理を行うとされていますが、2人とも公社の常務取締役と取締役であり、市として公正なチェックとはなり得ません。これらを含めて再発防止策の再検討を行う考えはないのかお伺いいたします。

9つ目ですが、現状の経営状況は、一千数百万円という形の赤字が隠されていたわけで、改めてその公社の経営状況について詳細な検討を今行うべきであると。それで、市としてその存廃を含めた検討を先ほど8月の株主総会を待たないでというふうにおっしゃっていましたが、これを早急に行う、直ちに行うということを確認していいのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。市長。

○市長 何点かご答弁を申し上げますが、議会へ結果として偽りの資料を提供して、それに基づく議論が行われたのは議会軽視だと、まことに残念なことですが、その指摘は甘んじて受けなくてはいけないというふうに思います。正しいものとして議会にその提出をし、ご報告を申し上げたということでありまして、この点は深くおわびを申し上げたいというふうに思います。

それから、幹部職員の任命権あるいは管理監督権、それが不十分であるという指摘も当然受けなくてはならないと、それはやはり市長の責任だというふうに思います。と同時に、あわせて先ほど行政報告をいたしました市長の調査権が第三セクターについてはあるわけありますから、この調査権が不十分であったということについても市長の責任であります。これまたおわびを申し上げたいというふうに思います。

4点目の指導した結果確認したのかと、ここら辺が甘いと言われるというふうに思いますけれども、しっかり調べよというふうに指導はいたしましたが、その後指導した結果ちゃんとあったのか、その確認はいたしておりません。

市長は、そのやりとりを聞いて納得したのかということですが、私はあの議論の中で、しどろもどろではあったけれども、まさか先ほどの行政報告で申し上げましたように信じられないほど安易な軽薄な、そういう判断が行われたというふうには思っておりませんから、あの答弁は信じており

ました。

それと、9番目でございますが、8月の株主総会が一つのポイントとなると、それまでに存廃を含めた検討という意識はありません。この赤字を解消する道があるのかどうかということについて、市としての検討を進めたいというふうに思っております。

○議 長 総務部長。

○総務部長 3点目のご質疑でございます。

他のセクションにおいて同様のことがないのか精査したのかというご質疑でございますけれども、今回の事案、粉飾決算について市の調査チームとして調査をいたしましたので、他のセクション等の調査はいたしておりません。

○議 長 経済部長。

○経済部長 副参与の現状の任務でありますけれども、今までやってきた第三セクターの関係の書類の整理、あわせて農政課全体の任務等について農政課長の補佐的な役割としての業務を行っているところであります。

それと、取締役会等についてでございますけれども、取締役会の中で原料の在庫ですとか製品ですとか、あるいは経営状況についての書類上の検討ですとか、そういうことはございましたが、実際に取締役会の中で在庫の状況を確認するだとか、そういったことは行われてはおりませんでした。

○議 長 あと2点。総務部長。

○総務部長 7点目でございますけれども、損失の補償を求める考えはないのかというご質疑でございます。損害賠償的な考えと申しますか、法的な関係がありますので、専門家にもご相談をしております。損害賠償は、公社として公社が取締役等に対し損害を求める考えがあるか否かというのがまず先にあると、この場合故意あるいはまた任務違反行為があるかないかというのがポイントということでございます。それで、公社として事情聴取もした結果、任務違反行為は認められなかったと、故意性あるいは任務違反行為というのは認められないと判断したということでございまして、公社として取締役会、さらにまた株主総会において損害賠償という議論はないということでございます。

それで、株主としての市の対応でございますけれども、株主代表訴訟という制度もございます。この関係についても、会社としてそのような議論がないということで、会社が本来やるべきことをやっていないという場合にただいまのこの制度があるということでございますが、市としては、会社として営業拡大を目標として経営を行ってきたと、結果としてはタマネギの腐敗が進んで廃棄したということでありますが、そのことをもって任務違反行為があるというふうには考えておりません。したがって、市としても賠償を求めるという考えは現時点においても持ち合わせてはおりません。

以上です。

○議 長 経済部次長。

○経済部次長 窪之内議員さんのご質疑の8番目でございますけれども、再発防止策の中で抜き打ちの在庫調査、これが経済部長と次長で同じく公社の常務取締役を兼ねている。これでは生ぬるい

のではないかというご質疑でございますけれども、半期ごとの経済部長、次長による抜き打ちの在庫調査、その以前に農政課としての3カ月の棚卸し、現金を見る在庫確認も行うということもございます。それで、私も取締役になったばかりでございますけれども、新しい目を持ってこら辺をしっかりとやっていきたいという形で、経済部次長としてこら辺の抜き打ち在庫確認をしっかりとやっていきたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 1点目、2点目の質疑については、そういった責任の重さが結果としてこの後出される議案にその責任の重さということであらわされてくるのだと思うのですけれども、それについては改めて討論を行いたいと思いますので、これについての再質疑はしません。

3点目ですが、今回は公益目的通報制度による精査であっただけで、この職員がかかわっていた他の第三セクターについても精査を行っていない。それであれば、先日の全員協議会の席で、こういったことはほかにないと言い切れるのかという質疑に、本間議員だと思ったのですけれども、ないというふうにお答えになったのは、精査もしていないで、ないということではないと。そういうことも含めて、改めて関連したものについて精査を行う考えはないのかどうか。これは、市としてになりますよね。公益目的通報制度とは別はないのかどうかをお伺いしたいと思います。

次ですが、5番目の質疑でした、当時答弁をした者に対して勉強しろということを指導したと。指導された本人は、この指導を受けてどのような勉強を行ったのかについてお伺いしたい。

6番目なのですが、書類上の確認をすることだけが取締役会の機能だとは思いません。そんな簡単な取締役会であってはいけないわけで、経営をどうするかということを含めて詳細な検討を行うのが取締役会であるべきであり、書類上の検討だけであつたとしても、19期から20期にかけての整合性のとれない原材料、製品について取締役会のだれ一人として気づかないということであれば、一体どういう立場で取締役会に臨んでいるのかということをやを疑わざるを得ません。こうしたことが検討もされないまま、書類上の検討だけに終わっていたような取締役会について市長はどのように感じられるかという質疑をしましたので、この点についてそうした取締役会のあり方について市長のお考えを伺いたいというふうに思います。

最大の出資者として損害賠償を求める考えはない。会社として本来やるべきことをやっていなかったのではないのでしょうか。やっていなかったわけではないと。材料が残っていれば、当然夏になれば、その材料を使用していなければ腐る可能性は十分にあったはずであります。そういった状況を見ていたら、そのタマネギの在庫、原材料をどのように処分すべきかということは、当然前段で廃棄処分される前に、廃棄が進む前に検討していなければならないはずであり、例えば違った形でその製品をどこかに売るという可能性だって検討すれば出てきたということも考えられます。そうしたことを何も行わないまま腐らせた。これが本来やるべきことをやっていたと言えるというふうに私は思いません。そういう点で、大事な市民の税金を出資し、人件費を含めて支払っている職員がそこにかかわっているわけで、市民はこうした損失を出したことについて損害賠償を求めないということに納得はしないというふうに私は思います。改めて何らかの形でこうした損害賠償についてもう一度再検討されるよう求めますが、お考えを伺いたいと思います。

あと、再発防止策ですが、公社の再発防止策は大きく言ってたったの2点だけです。体育協会がやった再発防止策の量と比べても、まことに少ないものであり、先ほど指摘した市のチェック体制の強化というときに、公社の内部にいる者が市のチェックをするということの不自然さというのはなくしていかなければならないと、そういう意味からも、再発防止策そのものが全体がだめだと私は言っているわけではありませんが、もう一度検討していくということについて行うべきではないかというふうに考えていますが、お答えを伺いたいと思います。

あと、市長は公社の存廃を含めた検討という意識はないと、赤字解消の道を探るというふうにおっしゃいましたが、現状出された経営状況はこれまで出された経営状況から比べると極めて赤字が増大した2年間で、1,900万円という赤字の粉飾があった計算であり、その経営状況というのは本当によく中身を精査しなければならないものだというふうに私は思います。ただ赤字解消という道だけで本当にいいのか、それは検討の中で赤字解消は困難ということになれば廃止という道も探るという可能性も出てくるのではというふうに思いますので、そうした詳細な検討を進める必要があるというふうに思いますが、お考えを伺いたいと思います。

以上です。

○議 長 市長。

○市 長 1点目のことについてであります。先ほど総務部長から答弁しましたように、市の機関を動かして調査をしたということはやっておりません。ただ、ほかの株式会社たる第三セクターは2つありまして、私が2つとも社長ですから、両社に対しては粉飾等不正な事実がないのかということと、そういう事実がないかどうか確認せよということを示してあります。その結果、2つの会社とも専務が代表権持っていますから、代表取締役からごさいませんという報告を受けた、それが先ほどの答弁に結びついているということでもあります。なお、しっかりこれから、こういうことがあったわけですから、さらに十分やらなくてはいけないというふうにも思いますので、こちら辺はこれまでの出資団体等へ、これは財団法人も含めてですけれども、指導、監査機能がこれでいいのかどうか、監査委員さんとも協議をして、さらに確認体制の強化を図っていきたいというふうにも思っております。

それから、最後の存廃論ですけれども、市長として判断しなくてはいけないのは、損失補償をすることが適切なのかどうかという判断をしていくということでもあります。それが結果としてご質疑にあるようなことになるかもしれませんけれども、市長の権限としてはそういうことではないかと。あわせて、出資した出資者としてどういう判断をするのかということでありまして、市として存廃論を表に掲げて検討するということではないというふうには思っております。

○議 長 経済部次長。

○経済部次長 ご質疑にごさいました中で今後の対応という形で2点しかないと言われたのは、公社が考えたものの2点ということでごさいます。それで、滝川市のほうから2月10日付で、皆様のお手元にもあると思うのですけれども、株式会社滝川農業開発公社における不適切な決算書に関する報告書、この中で公社への要請という形で8点ほどごさいますので、こちら辺も今後は公社の中でしていかなければいけないという中身で取り進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長 経済部長。

○経済部長 20年の9月の3定の議会の後の勉強の部分についてお答えを申し上げたいというふうに思っています。

在庫の管理についてということで議論いただいて、それをもって公社の担当者等を経済部のほうに呼びまして、経過等についての聞き取りを行ったということでもあります。結果として今回このような粉飾が行われたということで、現場に出向いてそういった確認をすべきところであったにもかかわらず、担当者呼んで書類上の確認にとどめたというのは調査が十分でなかったということで反省をしているところでもありますし、今後そのようなことがないように、先ほどもご答弁させていただきましたが、担当、私もそうですし、新たになった取締役も含めて、農政課のほうのセクションも含めて、在庫の管理ですとかそういったものについてきちんと確認を行っていくような体制で臨みたいというふうに思っております。

○議長 総務部長。

○総務部長 損害賠償についての再質疑でございます。

19期は、主要取引先からのトマト加工の受注によるタマネギ加工のずれ込みがあり、また景気低迷によって主要取引先の在庫調整等によって全量を加工することができなかったという要因がございます。公社としては、先ほどのご質疑の中にもありましたような転売等も検討したということも伺っていますけれども、結果としてはできなかったということでもあります。そういうもろもろのやるべきことを検討した経過もあるということも含めて、会社として本来やるべきことをやっていないという判断はしていないという点でございます。先ほどの株主代表訴訟については、原則として過失がある場合に責任を負われるということでございますので、そういう任務違反行為があったとは認められないという判断のもと、現時点では損害賠償のことは考えるに至らないという考え方でございます。

○議長 取締役会のあり方についての市長に求める、どう感じられているかと。市長。

○市長 取締役会の運営の仕方というのはいろいろあるというふうに思いますけれども、農業開発公社について報告を受けておりますのは、結構販売先の拡大とかこういうことについては非常に熱心に取り締役会で議論をし、取締役会だけでなく実際手も動かしていただいていると、そういう報告を受けておりました。そういう面では、取締役会として機能していたというふうに思っておりますが、一方今回の粉飾についてはだれも得する人がいない、発覚したらとんでもないことになる。こういうことが現実問題として、皆さんほとんど経営者ばかりですから、信じられないと、こんなことがあろうはずがないということやっぱりその前提としてあったのではないかなというふうに思います。しかし、現実として起こってしまったわけですから、こういうことについてはほかの第三セクターの取締役会にも状況をご報告をさせていただいて、十分そういう面でも機能するというふうに進めていきたいというふうに思っております。取締役会は株主の信託を受けて、会社の経営を円滑に、そして利益を出すというのが目的でありますから、その基本を忘れないようにしなくてはならないということを社長の立場でも出資者の立場でも十全を図りたいというふうに思います。

○議長 長 経済部次長。

○経済部次長 市の調査チームの一員としてちょっとお答えさせていただきたいと思うのですが、先ほど窪之内議員さんが292トン、1,000万円が廃棄されたということで、ご質疑の中にあったと思うのですが、実際は292トンのうち、架空在庫も含めての292トンになりますので、そのうちの96トンは19期で製品化されたと、歩どまりはございますけれども、そして残り196トンが次の期に持ち越しして、その中で30トンは製品化されたと。ですから、廃棄しているのは166トン、そして金額にしますと、タマネギはその時点で、物によっても価格は違うのですが、平均値でとらえると約六百二、三十万円という形になります。

以上です。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 廃棄タマネギの今の説明で、全員協議会では私の質疑で620万円相当という答弁をいただいていたのですが、開発公社の2月9日付の報告書の報告第1号のところの4ページなのではないかと、そのイの欄に、架空の原料在庫及びほとんど使えなかった原料在庫（合計292トン）という記載があるのです。こことの関係で改めて今の百六十数トンとの関係について、ここでは使えなかった原材料合計292トンという形で載っています。だから、292トンだというふうに見えるわけですが、それはそうではないのかどうかについてお伺いしたいというふうに思います。

それで、総務部長は、公社として転売等を検討した。でも、できなかった。転売等を検討した時期は、いつだったのでしょうか。転売を検討して、できなければ当然製品化されない材料が残っているということはわかっていたはずですが。その材料をそのままにしておけば腐っていくのも、当然そういう状況になるということも目に見えていたはずですが。それらのことを全く取締役会、その他にも報告されていなかったのかどうか。それであれば、そうした転売等できなかった場合の原材料をどうしようとしていたのか。結果としては、工場が稼働していない時期も含めてあるわけですから、当然製品化できるかどうかというのはわかっていたはずであり、そこが落ち度がなかったとかということは私は考えられない。やるべきことをやっていなかったというふうに思うわけですが、その辺の報告も全くされていなかったのか、それらの事実について。その事実については、どこで転売等を検討して、できなかったということを知り得た範囲というのはどこだったのかお伺いしたいと思います。

○議長 長 経済部次長。

○経済部次長 窪之内議員さんのおっしゃっていたのは、多分株主総会の資料の中の2ページ目といますか、3のイのところでございますよね。わかりました。それで、ここの292トンというのは、その前に架空の原材料在庫及びほとんど使えなかった原料在庫という意味で、架空のものも全部含んだものが292トン、19期の原材料の1,196万円に入っていたと。ただ、そのイの前段にございます20期においては、19期からの持ち越し在庫196トン、19万5,880キロ、これも292トンのうちに入っています。それで、次に、この196トンから約30トン、一部加工として使用できたもの以外は廃棄したというのが、一部加工が約30トンという中身でござ

います。

以上です。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 タマネギの在庫の取り扱いに関してであります。19期において、タマネギの取り扱いについて経営会議の中で検討を行ったということがあります。その中で、ほかに売ることができないかですとか、そういったことも含めて検討したという経過がございますが、当時工場を担当している者から、転売はできないといった認識を持っていたことから処理に苦慮したということであります。最終的には、その部分を腐らせて、廃棄せざるを得なかったということにつながった面があるというふうに認識をしております。

(何事か言う声あり)

○議長 長 経済部長。

○経済部長 検討された時期ですけれども、20年の早い時期というか、2月とかそういう時期に検討されて、その後の経営会議でそういったことが検討されたということがございます。

(「在庫が残っているんだという報告を全く受けていないのかというふうに聞いている」と言う声あり)

(何事か言う声あり)

(「そして、その報告を取締役会なりなんなりで全く報告を受けていないのかどうかということを知っている」と言う声あり)

○議長 長 転売をされていないという報告は、受けていない。

(「でなくて、残っていて転売もできないんだったら、材料どうなるかというのは、腐っていくのは目に見えているわけですよね。そういう事実をわかっていて、その経営会議に関係した人が何の報告もしないんですか、取締役会議に、これどうするんですかと。そんなばかなことあるんですか。報告しなかった人たちが黙っていて腐らせたんだったら、故意による過失だということと損害賠償の対象になるんじゃないかと、そこの関連も含めて私は聞いているので、何にも受けていなかったと、粉飾の中身と言っているんでないんですよ、それは。その事実ですよ、黙っていたら腐っていきますよ」と言う声あり)

(「マイク使って」と言う声あり)

(「いや、もうできないんだ」と言う声あり)

(「いや、議長が認めたらできるんだ」と言う声あり)

○議長 長 ですから、認めていますから聞いていますので。特別な事情があれば3回以上認めていますから。

(何事か言う声あり)

○議長 長 今の件について、もう少し明快に教えてください。

(「調査やり直しだな、これ」と言う声あり)

○議 長 経済部長。

(「本当のこと言って楽になんな」と言う声あり)

○経済部長 現場の社内会議においてそういった検討をされてきて、ほかに売ることができないか等については経営会議の中で話し合われたということでもあります。そのほかに処理をすることができないのかということについても、経営会議等で検討されてきたところでもあります。最終的には、その部分についての方法がそのまま加工するということができなかった面があるということでもあります。

○議 長 三上議員。

○三上議員 今回の粉飾決算の件が起きて、市民の皆さんはやはり公社の存続あるいは廃止するかという話にいつてしまうのです、残念ながら。それで、先ほど来聞いておりますと、理事者側はやはり廃止をしたくない、存続させたいという思いが伝わってきます。それで、設立当時は恐らく役割と使命があったのでしょうか。ただ、ここにきてこういう問題も起きてきて、これからの役割と使命、公社における使命、これは何なのかと。最大の出資者、滝川市、そして損失補償までしなければいけない。そのリスクを抱えながらも存続させるための役割と使命というのを聞きたいと思っています。

○議 長 市長。

○市長 今期において取引先の皆さん方のところに社長が訪問して、おわびを申し上げて、引き続きの取引をお願い申し上げたいということをお願い申し上げます。したがって、その方向で取り組んでくださるということも社長からは報告受けていますし、それから今期は少額であるけれども単年度黒字見込めるということでもありますから、先ほど来8月の株主総会が一つのポイントになるということを申し上げていたわけでもあります。私は、先ほど来存続をすることを前提に検討するということは一言も言っておりませんし、廃止をすることを前提にして検討するということも同時に言っておりません。私は、この会社がご質疑にありましたように滝川市の農業者にとって所得を拡大していく、農業振興のために役割を果たす会社になり得ているのかどうかということが1つ、そしてなり得ているとすると、この累積赤字を解消していける道があるのかどうかと、さらに出血し続けていくということであれば、それはなかなか難しいわけですから、8月の時期が一つのポイントになり、先ほど申し上げたような検討をやっていききたいというふうに思っております。そして、同時にそれは出資者として、あるいは損失補償をして引き続き経営してもらうことが適切なのかどうかということを白紙で考えていくという考え方であります。

○議 長 三上議員。

○三上議員 リスクを抱えてまで公社を存続させるというのが全然わからないのです。損失補償というリスクを抱えてまで、今後またあるかもしれない。それを説得できなければ、議会も市民も恐らくそんなの必要ないだろうと。一部には、農業所得の向上というお話しされておりましたけれども、必ずしも農業者は公社が存続することで喜んでいないという声も聞こえてくるのです。あるいは、経済部の農政の今ある庁舎の農政の部門で農業所得向上のためのアクションは何ぼでも起こせるのです。その辺が議会も市民もわからない、なぜ公社に。確かに公社を存続させれば市民の雇用

というのは確保できる。だからといって、リスクまで抱えて存続させることがあるのか。よくわからないので、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長 市長。

○市長 リスクは、ご承知のようにいわば最大限チャレンジすることによって回避できる問題と。だから、最大限努力しても回避できない問題を抱えているとしたら、これはリスクではないというふうに思います。英語で言えばハザードになります。ハザードに挑戦するべきではないというふうに思います。しかし、挑戦するかどうかというのは、私は損失補償を継続すべきかどうかということについて議会にお諮りをする前段として市長が議案提出者として考えていかななくてはならないことだと、その準備はしっかりやりますと。しかし、8月まではこれを見させてくださいと、株主総会の実績をまず見させてくださいと。しかし、それまで何にもやらないと言っていないと、できることは検討を始めますと、こういうことを言っているわけであります。したがって、これは来年の1定において損失補償を継続すべきかどうかということについては十分検討して、本議会に提案をしていきたいと、その準備は8月の株主総会が一つのポイントになっていくと、こういうご答弁を申し上げているわけで、とんでもない解決できそうもないリスクにチャレンジするという気持ちは毛頭ありません。

○議長 清水議員。

○清水議員 まず初めに、今回のこの行政報告に対する質疑で解明されるべきは既に、粉飾決算がなぜ行われたのかと、こういうことではなくて、社長である副市長、そして常務である経済部長がこの報告書にあるように報告、連絡、相談も受けていなかった、指示もしていなかった。この調査結果そのものが事実であるのかどうか、また調査自体に問題はなかったのかということに既に移っているというふうに思います。そういう立場から、まず質疑をすると。もう一点は、公社の存続そのものについては、まず今回のこの大きな赤字をつくった原因が一体何だったのかと、ここがしっかり解明されることがまず必要であって、並行して検討されることは、それは私は否定をするものでありませんが、まず今回の問題を徹底的に解明すると、3度目の金銭が絡む不祥事というふうに言われました。隠ぺいという点では、4度目だというふうに思います。この不祥事の徹底解明なくして滝川市の再生、また滝川市議会の役割を果たすということにもならないという2つ目の立場。そして、ご答弁に際しては、調査をした調査チームとして答えるべきこと、そして当時のことをよく知る方でしか答えられないことであれば、そういう立場で。これまでの調査報告というのは、調査をした調査チームの長なり、また事務局長格に当たる方、こういった人たちがきちっとすべてを把握して、自分の言葉で報告をしていたわけです。どうも今回は、調査チームは本当にタマネギのことをわかっているのかな、業界のことをわかっているのかなと、こう思わざるを得ない調査経過がかいま見える気がします。そういったことも踏まえて、答弁をしていただきたいと思います。

それでは、質疑に入ってまいりたいと思います。まず、1点目、役付取締役2人の指示が記載されたとされているメモについて、どのような調査をされたのか。全員協議会では、決裁印がないから、副市長、部長が内容を認めないから、メモを社内議事録とは認めない、扱わないかのような答弁がされました。しかし、粉飾を指示するような文書を決裁する取締役がいるのでしょうか。議事録

としては扱わないという全協でのご答弁は調査チームとしての見解なのかどうか、飯沼調査チーム長、理事に伺います。

2点目は、私は出資団体の営業報告に対し、2度にわたり不自然な在庫である疑いを質疑いたしました。ここで副市長と経済部長は、例年より多額の原料在庫と製品在庫について実地検査をすれば、タマネギが廃棄処分されたことも製品在庫でないことも容易に確認できたはずですが、議会での質疑、そして営業報告を検査する合わせて4回の機会がありながら実地検査もしなかった中で部下であるA取締役を信用したと、弁明してもこれは信用できるものではありません。調査チームは、このような副市長や経済部長の弁明を認め、当時在庫に異常があったことを副市長も部長も知らなかったという結論を出したのでしょうか、これも飯沼調査チーム長に伺います。

3点目は、廃棄処分の責任についてです。調査チームは、廃棄処分するほど在庫し続けたことで六百数十万円という数字が出されましたが、この責任を追及していない、調べていないとしか思えない答弁がされているのではないのでしょうか。まず、今の窪之内議員の質疑の中で、この問題でも非常に常識からいうとかけ離れた答弁がされたというふうに思います。そこで、まず1点目お伺いをいたします。腐るかどうか、どう転売すれば、どう扱えば廃棄処分にしないで済むのかという社内の経営会議がいつごろ行われたのかという質疑に対して、経済部長は20年2月というふうに言われました。これは、2月というのがどういう時期だというふうにお考えになって答弁したのか、私には全く理解できません。公社は、4月、5月、6月とタマネギを買い続けています。公社が何月から何月までタマネギを購入しているのか、21期でも20期でも18期でも17期でも結構です。2月の段階というのは、容易に転売できる時期なのです。私がJAのこの関係者にお伺いしたところ、JAは3月までに売り切ると、3月までであれば何の問題もないというふうに、何の問題もないというか、問題なく販売できるのだというふうに言っています。ですから、この20年の2月というのは異常なというか、そういう業界の常識を踏まえない答弁としか思えない。言いかえれば、本当にそんな時期にそんな結論が出るような経営会議が行われたのか、非常に不可解です。20年2月という時期がタマネギの流通にとってどんな流通をしている時期だというふうに把握されたのか、これについても調査チームにお伺いをいたしたいと思います。

この廃棄処分の関係で損害賠償をしないと、違反行為ではない、こういうご答弁が総務部長からされました。総務部長は、調査チームの事務局長格あるいは副チーム長格というふうに思いますが、損害賠償が、違反とは思わないと、何に違反していないということだったのか。そして、人為的ミスなのか、自然的要件で腐敗、廃棄せざるを得なかったのかというところがポイントだと思うのです。もし人為的な理由であれば、何らかの責任はあるし、相応の対策、損害賠償も含めた対策が必要だというふうに思いますが、お考えを伺います。

次に、損失補償そのものに対する実態を伺いたしたいと思います。まず、損失補償とは、農業開発公社に対しての8,000万円という損失補償は一体どういうものなのか、これを伺いたしたいと思います。2つの金融機関から今7,500万円程度借入金があります。8,000万円の損失補償というのはこれだけなのか、それとも例えば会社を整理するとかという段階でなくても、いわゆる未払い金に対して請求を求められても支払うことができないと、そういう事態で計8,000万円にな

れば市が補償しなければならないとか、そういうようなものかどうかということの答弁も含めて、損失補償とは一体どういうものなのかということをお伺いしたいと思います。

具体的に借入金が7,500万円ぐらいずっと常時あるこの公社に対する損失補償、市の責任の範囲内なのかどうかということが市のどの部署と公社のどの部署でこれについてのチェックが、あるいは報告が行われているのか、これについて伺います。

次は、大きな5点目ですが、調査自体が非常に異常なものだというふうに思います。経済部長が調査チームに入っています。経済部長はまさに当事者なわけで、調査の結果関与はない、報告、連絡、相談受けていなかったということが出てきた。しかし、調査されるべき対象の方なのです。この方が調査の開始時点から調査チームに入っていたということ自体が第三者どころか、内部調査どころか、まさに当事者調査と言えるようなことではないかというふうに思います。そういう点でいえば、副市長は一方でなぜ調査チーム、本来ならこういった関係の調査のトップになるのはいつも副市長ですから、なぜ副市長については外れたのかについてもお伺いいたします。

次に、審査会、審査会と言ってもなかなか通用しません。公益目的通報の審査会です。これについてお伺いをしたいのですが……

○議長 公正職務審査会。

○清水議員 ちょっと正式名称忘れましたが、この審査会が今回きちっと機能したのかということについてお伺いしたいと思います。条例第15条では、審査会は調査に基づき審査を行うものとするとなっています。その内容が条例には書かれています、一部規則で定めていることもあります。今回は、審査会はみずから調査をせずに市長に調査を委託したと、依頼したということなのか。そして、市による調査の報告を受けて、それを逆に今度また市長に報告したという、何かそんな流れなのです。今回のそういうことの中で、第三者としての調査が行われていないということなのです。こういう流れ自体が条例や規則に違反していないのかということをお伺いをいたします。

次、大きな7点目になります。他の三セクの問題です。窪之内議員の質疑に対して、粉飾があるかどうか、不正があるかどうか、事実を確認せよと代表権を持つ専務に、滝川グリーンズ及び他の三セクに指示をされた、そういうことはないという報告を受けたということですが、これが不十分だというのはだれだってわかるわけです。これまで信用していたそういう人たちがうそを言っていたわけですから、市長はまた同じ轍を踏もうとしているわけです。同じ轍を踏まないためには、当事者でなくて第三者、今回内部告発の後に税理士による、そういう専門家に入っただいて調査をした。あるいは、滝川市には監査委員がいて、特別監査を出資団体にできるわけです。こういう客観的な調査を他の三セクについてやるお考えについてお伺いをいたします。

最後、8点目ですが、市長のいろんなご答弁ございました。結局信じたということにかかわって、私はこれについては疑いが非常にあります。しかし、これは後ほど条例案が審議され、まさにそこで市長、副市長の責任について質疑、答弁が行われるということで、今の最後の質疑については後ほど行くと、後の別の議案で行うということで、それを表明して1回目の質疑を終わります。

○議長 では、7点でいいですね。

(「はい」と言う声あり)

○議長 答弁を求めます。理事。

○理事 おはようございます。調査チームを代表しました者としてご指名でご質疑がありましたので、ご答弁をさせていただきたいと思います。

まず第1点目、役付2人の指示の件でございますけれども、清水議員が言われておりますような同じような内容の社内メモにつきましては、平成21年の12月15日、公社において聞き取り調査を、調査チームのほうからも2名の委員が同席をいたしまして、その調査の中で取締役本人が提示してきたものであり、調査チームといたしましてはその社内メモの内容も含めて聞き取り調査を行っております。聞き取り調査の結果、まずこのメモを作成した本人の弁でございますが、社長協議とされている打ち合わせの中では粉飾に関する説明、報告はしていない、それから社長からそのような指示は受けていないというヒアリングの返答であります。また、その打ち合わせにはほかに4名同席しておりますので、その4名に対しましても個別に聞き取りを行いました。まず、社長からは打ち合わせ協議の中で粉飾の指示をした覚えはないという返答でありますし、またさらに常務、それから工場長、業務課長もその打ち合わせの中におりましたけれども、粉飾に関する説明はなかったというヒアリング結果であります。したがって、調査チームとしましては、最終的に報告書にございますように粉飾決算の関与については取締役の指導によって工場長、業務課長が直接に関与している。社長ほか役付取締役からの指示はなかった、そのように判断をさせていただいたところでございます。

それから、2点目でございますが、在庫の件に関しましては、先ほど来経済部長等からも答弁ございましたけれども、その確認、説明を書類上等で常務、それから社長も担当からの説明を受けている。不十分のそしりは免れなかったかもしれませんが、その説明を聞いた上で了解をしているということで、一步踏み込めば現地調査という考えは当然、今議員さんたちからのご指摘もありますけれども、その時点ではその説明を納得したということでございますから、在庫に関して粉飾の中身を知っていたという判断は我々としてはいたしませんでした。

私のほうからは以上とさせていただきます。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 損害賠償の関係でございますけれども、何に違反していないのかというご質疑であったかと思います。損害賠償をする責任を負うという場合は、会社法第423条でございますが、その規定で取締役、会計参与、監査役、執行役、または会計監査法人は、その任務を怠ったときは株式会社に対し、これにより生じた損害を賠償する責任を負うという規定であります。その規定の根拠は、故意、過失があるかどうかということでございます。故意ということは当然ないというふうにも考えますし、また過失という面では任務違反行為があったかどうかということでございますけれども、今回の場合それは認められないと判断をした結果でございます。また、人為的か自然かということでございますけれども、社会的なさまざまな要因ということで、結果としてタマネギの腐敗が進んだと、結果として廃棄をしたということでございます。公社として営業拡大を目標として、その経営を行ってきたということで、そのことをもって任務違反行為があるということは法的にも認められないという判断でございます。

公正職務審査会の関係でございます。今回の場合、ご質疑にもありましたように公正職務審査会から市長に対して調査依頼を行ったということでございます。今回は第三セクターに関する事案ということでありました。それで、審査会としては市へ調査を依頼することによったほうがより調査が進むと判断をしたというふうに認識してございます。そのことで第三者としての審査機関の機能が損なわれたというふうにも考えておりませんし、また条例等にも違反するものではないと考えております。

以上です。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 先ほどの19期の中のタマネギの在庫に関する部分であります。農業開発公社の株主総会の資料にも記載をさせていただいてございますけれども、19期の2月段階で赤字の見込みとなったといった一つの決断が出ております。これは、社内における会議、社内会議におけるもの、あるいは経営会議の中で転売の部分の検討がされてきたということでもあります。タマネギは、通常その年のできた段階から各JAのほうから購入をしているということでもあります。たきかわ農協を通じて購入をしている。9月、10月ごろから購入が始まってくるということでもありますし、今のところ公社と農協との契約の中ではその期の処理については3月末の納品の取り扱いを行っているということでもあります。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 調査チームの関係でございますけれども、経済部長、なぜ入ったのかというご質疑でございます。調査チームとして調査を進める上で、常務取締役兼経済部長ということでございます。調査を進める上で必要と判断をいたしました。そのことから、チームとして入っていただいております。また、副市長はなぜということでございますけれども、審査会のほうから市に対して調査依頼が来た通報の中身でございますけれども、その通報事実の内容としての原因者というような通報の内容があったということから、副市長については今回チームとしてのメンバーから外させていただいたという経過でございます。

以上です。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 損失補償の関係でございますが、損失補償に基づきまして金融機関との契約を行いまして、金融機関から借入れが実行されるということでございます。それと、この担当の窓口は、経済部の農政課で所管をしております。

○議長 長 市長。

○市長 特別監査をやる考え方はないかというご質疑ですけれども、ご承知のように監査は特別監査と一般監査というのがあります。さきのご質疑にお答えをしたのは、一般監査の中で監査委員と協議しながら進めていきたいというふうに申し上げましたのをさらにつけ加えますと、一般監査というのは何かということですが、定例監査、定期監査とも言われていますけれども、定例監査及び随時監査、臨時監査とも言われておりますが、こういう2つのことで監査委員と詰めたというご答弁をしたところであります。特別監査は、ご承知のように直接請求だとか住民監査請

求だとか、議会からの請求ということで監査委員が進めるわけでありますので、そういう道ではない行政の執行者としてできるいい道を選びたいというふうに思っております。

○議長 長 答弁終わりました。

挙手を願います。清水議員。

○清水議員 1点、最初の質疑で私質疑すべきところをしておりますませんでしたので、2回目の質疑で行うことについてのお許しをお願いしたいと思います。

まず、1回目に質疑をしなかったことから始めます。JAに手形を振り出したかという全員協議会での質疑に、1,000万円の手形を発行したことが明らかになりました。いつ振り出したかということについて再確認をしたいと思います。また、だれの判断、決裁で振り出したのか。また、この場合損失補償している市は相談受けたり検討はしたのかと、ただいまのご答弁で損失補償に基づいて金融機関からの借入れが行われているという答弁がありましたが、その金融機関から手形用紙の発行を受けて振り出すものであり、密接に関連するものだというふうに思います。当時経済部農政課が所管ということであれば、経済部農政課長がこういった手形の発行等について相談を受けたのかということ及び結局過去に手形を振り出した例があったのかということをご聞きをしたいと思います。18期以降はこれ1回だということですが、17期以前もそうだったのかについて伺います。では、手形を切るという行為と借入れをするという行為、結局請求に対して支払いですよね、支払いという行為を現金で行うか手形で行うか、これ非常に大きな違いがあるのです。普通に考えれば、常識で考えれば、いつもやっていることならともかく、初めてやるような行為をするときは意味があると思うのです。私は、全員協議会で手形を振り出したときの借入金残高を聞きましたが、把握していないという答弁でしたので、ここでしっかりと聞きをしたいと思います。もしその時点で借りていれば、8,000万円を超過するということだったとすれば、その手形を決済したのが社長である副市長や常務である経済部長だったとしたら、その責任はどのようなものが問われるのかについても伺いをします。

次に、再質疑を行います。まず社内メモの存在については非常に克明に理事のほうから答弁がされたというふうに思います。つまり粉飾の協議あるいは指示、こういったものがそのメモに書かれていたからこそ、そのメモに書いているような粉飾の協議はしなかったとか、あるいは指示はしていないとかという聞き取りに対する答えが返ってきたということからも、このメモの中には粉飾決算の協議あるいはまたその指示、2人の役付取締役からの指示ですね、これがされたということが記載されたメモだったということもまたよくわかりました。この時期が21年の4月15日だということは、既に全員協議会で答弁されています。しかし、問題なのは、こういう書類が、要するにそれはA取締役が作成したと出して出たわけですから、それが社内に存在したことは当然お認めになると思うのですが、自分でつくった中身をA取締役はヒアリングで否定したわけですね、粉飾した指示を受けたと、当時そういう書類をつくったのに、ヒアリングではそれを否定するわけです。なぜそんなことが行われたのかということにまず疑問を持たなければいかぬし、普通はその証拠となるような書類が出てきたら、その書類の中身が違うということの根拠は当事者が否定することではなくて、もっとほかの客観的なものがなければ、普通はそういう証拠が出てきたら、それを

証拠として採用するのか、社会で行われているいろんな調査でとるべき方法ではないでしょうか。そういう点で、調査チームの調査の仕方、判断根拠の求め方、ここに私は間違いがあるというふうに思いますが、理事のお考えを伺います。

○議 長 清水議員、再質疑幾つぐらいありますか。

○清水議員 あと4つか5つはございます。

○議 長 そうしますと、今の調子でいきますと30分ぐらいにはなりますね、再質疑。

○清水議員 はい。

○議 長 ここで、きりがありませんので、休憩に入らせていただきます。再開は1時ちょうどです。休憩します。

休憩 午後 0時08分

再開 午後 1時01分

○議 長 では、会議を再開いたします。

清水議員の質疑を続けてください。清水議員。

○清水議員 それでは、質疑を続けたいと思います。

3点目は、廃棄処分についてです。20年2月の経営会議、これはちょっと重複するかもしれませんが、20年2月の経営会議で転売を、約200トンですね、原料在庫をどうするかと、こういうことを経営会議で検討したが、取締役会議等には報告しなかったと。だから、ほかの取締役も知らないのだというようなご答弁でした。ここで1点目は、3月という時点がどういう時期かと、農協としては3月までは十分販売できるという時期ですから、20年の3月、また2月、公社がタマネギを農協から買っているかどうかについてお伺いします。買うというのは、請求行為ということではなくて、入庫ですよ。例えば入庫します。当月末請求の場合もあるし、翌月請求の場合もあるし、ですから入庫した日、つまり納品書の日付で2月、3月にタマネギを購入したかどうかをお伺いいたします。購入していたとすれば、何トン購入しているか。

それで、2月の段階で転売できないというのは、常識的ではないのです。こういう温度の状態で農業開発公社の石蔵の倉庫、約300トン入れることができるという、その在庫が容易に腐るといふふうには考えづらいのです。しかし、それでも転売ができなかったということは、どうも経営会議をした時期に既に転売できないというのは業界の問題ではなくて品質が相当悪かったのだと。とすれば、私は2月に経営会議を行ったのではなくて、もっと後、決算に限りなく近い4月とか5月に行ったのではないのかなというふうに思うのですが、それについてお伺いをいたします。そういうことだったかどうか、調査チームの飯沼理事にお伺いします、そういったことを調査されたかどうか含めて。

4点目、調査については経済部長を調査チームに入れた理由は、総務部長のご答弁で調査を進める上で必要と判断したと、こういう驚くべき答弁をされたわけです。結局副市長は原因者ということで、つまりこの粉飾決算を指示したという公益目的通報がされたという答弁だと思うのですが、

原因者だということですから。とすれば、社長からA取締役にそういう重要なことが直接行われていたという判断がなければ、要するに常務がそこに途中に入っていないという判断がなければ、絶対に常務を調査チームに入れるなんていうことは考えられないのです。そういう判断を当時したということ、あるいは常務はかかわっていないという何か確証のようなものがあって調査チームに入れたのかということをお伺いします。これまでいろんな内部調査がありましたが、内部調査の中にはこういった方々は外してきたのが今までの滝川の内部調査だったのでないですか。それとの関連でも、今回は異例なのかどうか、それともこれまでも原因者の可能性があっても調査チームの、調査チームの中でもナンバーズリーですから、当然発言権等ありますから、そういう事例が今まであったのかについてもお伺いします。

市長にお伺いしますけれども、こういう調査で本当にいいのかと。結局内部調査だったのではないかということです。滝川市が再生を図るために、こんな問題で内部調査で本当にいいのかと、今この時点で調査報告はしましたが、第三者的な目を入れつつ、こういった議会に出されている疑問を考慮しながら改めて調査をし直すと、あるいは調査を追加すると、見直すということについてのお考えをお伺いします。

次に、同じ4点目ですが、問題はJ Aの関係者から聞き取りをしたかということです。これは、公社の19期の社長は現組合長の工藤組合長です。そして、取締役や監査役の中にJ Aの関係者がいらっしやいます。そして、タマネギの支払いについて、私の調べでは1月末の時点で、先ほど手形の決済は3月だったという協議会の答弁だけれども、1月末ではないかというふうに思うのですが、農協の決算期が1月末なのです。だから、それに合わせて農協との関係で合意を得たと、手形でいいと。普通手形でいいというふうには言わないのです。やっぱり現金が欲しいのです。そういう点で、J A関係者から聞き取りしたのか、また工藤社長から聞き取りをしたのかについて、しなかったのであれば、なぜしなかったのかについても伺います。

先ほどの質疑で手形の関係は再質疑をしておりますので、損失補償額をその時点で借り入れ起こせば8,000万円超えたかということで質疑をしておりますので。

次、5点目、審査会について、総務部長の答弁では、第三者機関の機能は損なわれていないという言い方されました。では、逆に言いますけれども、第三者機関として何を調査されたのでしょうか、どのようにかかわられたのでしょうか。調査を依頼して、それを受けただけではないのでしょうか。第三者委員会から、この点についてもっと調査をすべきだとか、何か第三者委員会から市の調査に対する指示、指示ですよ、依頼でなくて、権限持っているわけですから、指示があったかどうか、あったとしたらどんなことだったのか。

最後、損害賠償についてですが、損害賠償を求めるかどうかという上で、結局人為的なミスだったかどうかというのを認定できない。廃棄について判断をした経過すらはっきりしないのに、損害賠償をしないということが決めれるという、こういう考え方が私には全く理解できないのです。なぜ廃棄せざるを得なかったかという状況をきちっと調べ上げた上で、過失があったかないか、故意があったかないか、善管注意義務に違反していないかどうか、そういうことを初めて判断できるはずなのに、なぜこの段階で判断できるのか、私には本当に不可解です。廃棄理由について調査チー

ムとしては既にやむを得ないものだったという結論を出したということなのか、それともまだ調査すべきことが残っているというふうに考えるのかお伺いします。

最後に、これも1回目の質疑でちょっと抜けたのですが、これも議長にお許しをいただきたいと思います。

○議長 長 きょうだけ許します。

○清水議員 報告書で五、六百万円の赤字につながったと言われるトマト加工のおくれによるタマネギ加工のおくれ、つまりこれで五、六百万円損害出したというのです。この五、六百万円の損害は、まず1点目、トマト加工は何月までやったのか。2点目は、それによる五、六百万円の損失というのは、トマト加工そのものが赤字なのか、それともそれによって、やはりタマネギ加工がおくれたことによる受注にこたえられなかったとか、そういう赤字なのか、それともその他の原因によるものなのか。当時A取締役がしきりに、私が19期のタマネギ在庫の質疑したからだと思うのですが、ハローワークにタマネギの公社の求人を出しても全然応募がないのだ、困った、困った、何でこんなに不況なのにくちに来てくれないのだと言っていたのです。つまり当時のことを思い起こせば、公社は加工したいのだけれども、加工できない、人手がなくて。こういうことだったと思うのです。単にトマトの加工のおくれだけでなく、人員が確保できない、大幅に加工がおくれたというふうに思うのですが、その実態についてもお伺いします。

以上です。

○議長 長 では、答弁。理事、どうぞ。

○理事 午前中に再質疑いただきました点でございますけれども、社内メモにつきましては、まず作成した本人がその内容は事実でないということを認めております。また、ヒアリングは1名ずつ個別に行っておりますから、実際に粉飾に関与した工場長、それから業務課長もそれぞれ取締役の指示で不適切な会計処理と認識しながらも上司の指示に従ったということを認めております。また、そのメモにある打ち合わせ協議で粉飾処理の説明も社長からの指示がないと、そういう断言を工場長、業務課長がしております。現場の2名は当然自分の否を認めており、その件がそのメモにある協議で行われなければそのように証言するであろうというのは一般的な判断で思っておりますし、その打ち合わせに同席した5名に個別に行ったヒアリングの結果に整合性があることから、調査は適切に行ったというふうに思っております。

それから、3点目になりますけれども、調査チームとしてのJAの聞き取りの件でございますが、チームとしてはJA関係者に聞き取りは行っておりません。といいますのは、調査チームとしては公社も独自に調査を始めているということでございますので、役付の兼職をしている職員に限って、その19期、20期に関係のある職員を対象にヒアリングを行ったものであります。

(何事か言う声あり)

○議長 長 はい。

○理事 申しわけありません。2点目も私にということでございますが、この件につきましては、先ほど経済部長が申しあげましたように経営会議は20年の2月時点ということでございます。

○議長 長 ほか答弁。総務部長。

○総務部長 経済部長が調査チームに入ったということでもありますけれども、繰り返しますけれども、調査を進める上で必要だと判断をしてメンバーに入っていたということでもあります。当然調査を進める上で客観性というか、あるいは専門性、そういうものも当然特別委員さんをお願いしたり、そういうことも含めて市の調査チームとして進めておりますので、特段問題意識は持っていなかったということでございます。また、審査会から市への指示ということもございますけれども、通報内容による調査の依頼ということにあわせて、公正な職務の執行の確保に関する条例に基づいて、通報者に対して当該通報したことを理由として解雇、その他の不利益な取り扱いを受けることから保護されるとともに、通報者の個人情報も同様に保護されるという点に十分留意願いますということをお願いされたところであります。

損害賠償の関係でありますけれども、さまざまな調査の積み重ねと申しますか、そういう結果によって市の報告というのがまとまったということもございます。ですので、その段階において判断をしたと、判断しているということでございます。

以上です。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 手形の処理に関してですけれども、私が相談を受けて、農政課長には相談受けてございませんけれども、私が相談を受けて、J Aからの要請に基づき行ったものであります。手形を振り出したときの借入金につきましては7,700万円で、過去に手形を振り出したことはございません。手形の担保として、製品を販売した売掛金がありまして、20期内で手形の処理については終了したところであります。

それと、タマネギの入庫についてですが、2月で105トンを入庫してございます。

(何事か言う声あり)

○議長 長 経済部長。

○経済部長 トマトの加工事業の関係でございます。トマトの加工事業は、端境期の対策としまして取り組んできたものであります。19期の7月からテスト的にトマトの加工事業を行ってきたところであります。それが何度か事業のほうが実施できるということから、10月の中旬までトマトの加工を行ったところであります。通常9月からタマネギの加工処理を行っていきますが、それがトマトの加工によってずれ込んだということもございます。

(「答弁経済部長でいいの、議長。調査チームがやってください、責任持つて。

わからないならわからないでいいから。議長、ちょっとおかしいでしょう、この答弁。疑いがあるとか、そんなの出ているのか。調査チーム長、わからないならわからないでいい、それわかるように対処すりゃいいんだから。全部調査チーム長やって、答弁」と言う声あり)

○議長 長 理事、答弁ありますか。理事。

○理事 清水議員のほうからは私にというご指名でございますけれども、特別委員含めて8名の委員、職員7名でございますけれども、全員でその調査、ヒアリングなりに当たっておりますので、経済部長もしくは総務部長が答えるのはチームとして答えておりますので、私が答えたものと

同じように理解をしていただいておりますので、私ども1から10まで、情けない話かもしれませんが、十分承知をしていただければいいのですけれども、間違った答弁をするわけにはいきませんので、そのような配慮をさせていただきたいと思いますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長 市長。

○市長 公社の調査も税理士の参画を得て調査をいたしておりますし、市の調査チームも税理士の参画を得て調査をいたしております。したがって、ご質疑の趣旨に基づくような形で調査の見直しを公社に求めたり市の調査チームの調査見直しをする考えは、現時点においてございません。

○議長 長 答弁が終わりました。清水議員。

○清水議員 終わっていないですよ。その後の500万円の赤字の内訳聞いている。

○議長 長 再質してください。

（「でも、最後ですから」と言う声あり）

○議長 長 最後でも。

（「答弁できると思いますよ」と言う声あり）

○議長 長 再質疑をしてください。先ほどこちらも譲っていますから、あなたも再質疑まだ1回できるのですから、やってください。

○清水議員 まず、手形の問題ですけれども、1,000万円の手形を振り出した時期に借入金額は7,700万円だったと。ご答弁がありませんでしたが、これについて市側は相談を受けていない。経済部長の一存で決済を、手形発行したという答弁だったというふうに思います。社長である副市長も手形を決済したということは知らなかったのですか、相談も受けていなかったのか。改めて副市長並びに市の担当者、関係者がこんなに資金繰りが損害補償を超えるまで厳しい状況だということにもかかわらず、何の相談もされず、経済部長の一人の判断で行われたということでした。承して了解していいのかと。さらに、結局公社の常務が公社側ですよ、そしてそれを監督する所管も経済部長ですよ。自分で自分をチェックすることはできないということ、これまで3度の不祥事ですずっと繰り返されてきたことなのです。体育協会の事務局長、常務理事がスポーツ課の課長だったと、スポーツ振興課の課長だったということと全く同じなのです。こういったことが、あるいは生活保護の問題でもあれば市長が委任したのだと、委任した以上はチェックも何もできないみたいな、そういうことを言ってきたのと何の変わりもないことなのです。これまでの常識的に分けるべきものが結局分けられずに進んだということについても、市長はどのようにお考えでしょうか。

2点目は、メモの存在で結局みんな否定したと、否定したから、そのメモは何か事実と反するのだと、事実ではないのだと、事実でないことが書かれているメモなのだという、この調査の仕方が世間で社会で通用するのかどうかというのは私も改めて弁護士等に聞いてみたいと思います。こんなことがまかり通れば、みんなで口裏合わせて、知らない、知らない、知らない、これは知らないと言ったほうが正しいのだと、メモの存在はうそなのだ。そのうそのメモをわざわざつくる。なぜそんなものをつくったのだということも聞かずに、それについても聞きます。そういう自分でつくって自分がこの内容うそですなんて言うような議事録のようなメモを何でつくったのか、そ

れについてはどういう調査結果が出ていますか、それもあわせてお聞きをしたいと思います。

それで、結局経済部長が調査チームに入っているわけです。そうすると、いついつこのメモに基づいて聞き取りやるということがもし経済部長からほかのヒアリング相手に漏れたら、これどうなりますか。一人一人別で聞いたから、整合性があるという言い方されましたが、それが途中でリークされた可能性だってあるわけです。そういうことについては、何の不信も抱きませんか。これもあわせて聞きます。

3番、廃棄について、くどいようですが、2月に105トン入庫されたと、2月のいつごろなのか、何日なのか。つまり経営会議を行った日より後に入庫ということは、常識ではあり得ない。それがもしあったとしたら、やはり過失になるのだと思うのです。それと、本当にくどいですが、3月、4月に購入、仕入れはなかったのか、これの再確認をいたしたいと思います。

調査について、総務部長は客観性や専門性にかかわる問題だと、だから経済部長は調査チームに必要だったと、特段問題意識はないと。一体これどういう答弁ですか。公正さが求められる調査チームの中に、その関与が疑われても仕方ないような方を入れたことについて特段問題意識は感じないと、これ本当にこういうことを市民が聞けば、一体滝川市役所はどうなっているのだと。そこについてはやっぱり問題があったという答弁が出ればまだしも、この段階で特段の問題意識なかった、そんな方を総務部長になんか置いておけないと私はきっぱりと言いたいと思います。これまでいろんな調査をされてきたと思うのですが、専門性といっても経済部長の専門性がどれほどのものか、本当にそれほど10年もかからないとわからないような話をしているのか、そうではないでしょう、これ。2月に200トンものタマネギがあって、それが売れるか売れないか、廃棄するまでにどんなことがあったのだ、あるいは粉飾の指示はだれがしたのか、報、連、相はあったのかどうか、こんなこと専門性も何も関係ないですよ。全く総務部長の答弁というのは破綻しているというふうに思います。もう一度私の今の質疑を受けて、答弁を求めます。

市長も、税理士が入っているから何か第三者的なように聞こえる答弁されましたけれども、税理士は帳簿と決算書類をチェックするのが仕事です。報、連、相があったとか指示があったとか、そこに税理士が第三者として役割果たしたのですか。果たしたのなら、私はその意味はあると思いますけれども、少なくとも第三者的な調査が行われたというのであれば、また違った総合的に調査、判断できるような方が入っていれば第三者的と思われるかもしれませんが、余りにもその根拠としては薄いと思います。しかし、それでも十分な調査だったと言うのですから、私は非常に市民に対する挑戦だだと思いますけれども、仕方ないでしょうね、市長の考え方は変わらないということですから。

今の点は質疑ではないですけれども、JA関係者の聞き取りについて、工藤組合長は聞かないとだめでしょう。何で聞かないのですか。当事者そのものです。責任者ですよ。工藤社長に聞かないということは、これ調査にならないです。本来だったら工藤社長に記者会見に出てきてもらわなければならないのです。そういうものだということで、これから工藤組合長あるいは農協に所属している取締役や監査役に対する聞き取りを、また仕入れ先である特産部に聞き取りを行うお考えについてお伺いします。

審査会が第三者機関の機能を損なわれていないと、その中身は何かと聞いたら、通報者のプライ

バシーを守るということだと、これは第三者的な調査に何の関係もないことです。つまり審査会は今回第三者的な調査には一切かかわらなかったということで確認してよろしいか。トマトについては、10月中旬までやられたと、五、六百万円の赤字がそこで発生したと。この中身は、先ほど聞きましたけれどもご答弁ないので、トマトの加工による赤字なのか、そのためにおくれてタマネギの受注生産にこたえられなかったのか、どちらなのか、両方なのか、金額でわかるのであれば金額でお伺いをしたいと思います。

○議長 理事。

○理事 まず、メモの件でございますけれども、我々はメモだけをとって聞き取り調査をしたわけではございません。あらゆる得られた情報をもとに、その中にメモの件も入っているということでまずご理解いただきたいと思いますが、作成者本人が事実と違うという証言をされました。我々としては、そのメモに参画した者が5名おりますけれども、粉飾の事実を知っていたかどうかというのが重要な点でございますから、その点に重きを置いてメモの内容の確認をしたわけですが、作成者本人もその時点で粉飾の意図があつて、それに見合うような協議結果に作成してしまったと、こういうことでありますから、それとそれから他の4名のヒアリング結果とあわせて、粉飾の関係についての関与の判断をさせていただきました。それから、経済部長の件で途中でリークがあるやもという調査方法の件でございますが、その辺には十分配慮させていただいて、1名ずつ時間をあけずというような格好でやらせていただきました。

以上です。

○議長 経済部長。

○経済部長 タマネギの加工事業の関係でございます。端境期対策のトマトの加工事業がずれ込むことによって、タマネギの加工もずれ込んだということでございます。それと、20年の2月にほかへの売却の検討といいますが、タマネギの加工事業がずれ込んだことによってほかへの売却について検討をしたということでございます。それと、あわせまして、20年の6月に予定しておりました主力取引先からの受注がなかったことによって赤字が発生をしてございます。

(「出荷単位、2月のいつに」と言う声あり)

○経済部長 2月の14日に40トン、26日に25トン、27日に26トン、28日に13トンでございます。

(「いつやるの、経営会議」と言う声あり)

○議長 総務部長。

○総務部長 答弁が破綻しているというご指摘でございますけれども、市の報告はさまざまな経過期間の調査を経て、市としての報告の取りまとめということでございます。当然その間専門性、専門家からのアドバイス、また客観性と申しますか、当然直接かかわらない市の職員もチームの中には入っています。そういうことで調査をした中身ということでありますので、特段問題意識がないということについて言い過ぎたとすれば、訂正をさせていただきたいと思っておりますけれども、基本的にはそのような経過で調査がまとまったということでございます。ご理解をいただきたいと思います。

また、第三者機関である審査会の関係でありますけれども、これはさまざま専門性、客観性等の経過を経て、最終的には審査会へ報告をして、そこで審査をいただいて判断をいただいたという内容です。ですので、当然条例に基づく第三者としての機能を果たしていただいたと私は認識をしてございます。

以上です。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 手形の処理につきましては、先ほども答弁させていただきましたが、私が相談を受けて、J Aからの要請に基づき行ったものであります。

（「市側としてはそれでいいんでしょうかという答弁」と言う声あり）

○議長 長 市長。

○市長 第三セクターで手形を発行しているというのは、これは農業開発公社だけです。ほかの第三セクターでは手形切っておりませんから。ですから、損失補償を多額にしている、そして手形を切ることについては初めてのこともあり、こういう扱いになったのだというふうに思いますけれども、やはり基本的には株式会社としての経営の独自性というふうなものはあると思いますけれども、多額に損失補償している場合については正式協議をしていただく、そういうルール化も必要だというふうに思います。

○議長 長 もう一つ、J A関係者の聞き取り。

（「これはやってもらわんと困るぞ」と言う声あり）

○議長 長 理事。

○理事 J A関係者からの聞き取りということでございますが、現段階では聞き取りをする考えは持ち合わせておりません。

（「社長呼べ、社長。社長から聞かないで、そんなもの公社の方針にならないでしょう。それで出資者としていい、そんなんでいいの、信じられないわ。こんな調査やっているんなら全然話にならない。終わります」と言う声あり）

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議長 長 なければ、これにて質疑を終結いたします。

これをもちまして行政報告を終わります。

◎日程第4 報告第1号 専決処分について（損害賠償額の決定）

○議長 長 日程第4、報告第1号 専決処分について（損害賠償額の決定）を議題といたします。説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました報告第1号 専決処分につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告をさせていただきます。

専決事項につきましては、車両損傷事故に伴う損害賠償額の決定でございます。事故発生日時に

つきましては平成21年12月28日午後3時ころで、事故発生場所につきましては市内朝日町東3丁目14番地先の住宅街の交差点でございます。相手方につきましては、滝川市滝の川町東3丁目10番1号、佐々木裕吏氏であります。損害賠償額につきましては、23万2,000円であります。なお、賠償額につきましては、加入しております社団法人全国市有物件災害共済会の自動車損害共済で全額補填となるところでございます。事故の原因でございますが、保健師が母子保健の用務で家庭訪問をしている際、公用車を運転中に公用車車両側に一時停止の規制標識がある交差点におきまして、一たん停止した後に進入したものでありますが、右方向確認不十分であったため、同方向から直進してきた相手方の車両に接触し、損害を与えたものでございます。専決処分年月日につきましては、平成22年2月9日であります。

日ごろから交差点では細心の注意を払うよう指導しておりましたが、このようなこととなりまして、深くおわびを申し上げる次第でございます。改めて安全運転の徹底について指導したところでございます。まことに申しわけございませんでした。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第1号は報告済みといたします。

◎日程第5 議案第1号 平成21年度滝川市一般会計補正予算(第12号)

議案第2号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第5、議案第1号 平成21年度滝川市一般会計補正予算(第12号)、議案第2号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 おはようございます。議案第1号 平成21年度滝川市一般会計補正予算(第12号)についてご説明申し上げます。

今回の補正は、国の平成21年度補正予算(第1号)に計上された地域活性化・公共投資臨時交付金事業及び補正予算(第2号)に計上された地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業に係る経費の補正が主な内容となっています。

1ページをごらんください。第1条第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ4億7,536万8,000円を追加し、予算の総額を207億7,279万3,000円とするものです。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

第2条、繰越明許費でございますが、平成21年度予算を平成22年度に繰り越して使用できる経費は、第2表によるところでございます。

第3条、地方債の補正でございますが、地方債の変更は、第3表によるところでございます。

2ページから3ページまでは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しいただき

たいと思います。

5 ページをお開き願います。第2表、繰越明許費でございます。今回の補正予算を計上いたしました経費のうち平成22年度に繰り越して使用する経費は、次の3事業に係る経費でございます。初めに、地域活性化・公共投資臨時交付金事業の3億4,680万1,000円でございます。国の第1次補正予算に基づき交付が見込まれる地域活性化・公共投資臨時交付金を活用し、地元企業への支援策として、学校の耐震改修工事等を初めとする大型公共工事を実施する予定であります。年度内施行が困難であるため、全額繰越明許とするものであります。続きまして、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業の1億994万4,000円でございます。国の第2次補正予算に基づき交付が見込まれる地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用し、地元企業への積極的な支援と雇用の確保を図るため、地元の中小零細企業が受注可能なきめ細かなインフラ整備等を実施する予定であります。年度内施行が困難であるため、全額繰越明許とするものであります。続きまして、子ども手当支給準備事業の585万8,000円でございます。国は、子ども手当の創設により、各地方公共団体が有する既存の児童手当システムの改修等に係る費用を全額助成することを決定したところですが、年度内の改修が困難であるため、全額繰越明許とするものであります。

第3表、地方債補正でございます。変更といたしまして、保育所施設整備事業債5,950万円を増額し、6,630万円、義務教育施設整備事業債1億1,100万円を増額し、1億2,070万円にそれぞれ限度額を変更するものでございます。保育所施設整備事業債につきましては、中央保育所の耐震補強工事及び病後児保育棟建設工事に伴う増額であり、義務教育施設整備事業債につきましては、第一小学校、江部乙中学校の耐震補強工事及び第一小学校ほか3校のトイレエコ改修工事の実施や市内全小中学校の地上デジタル放送対応アンテナ工事の実施等に係る増額でございます。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開き願います。2款1項12目地域活性化・公共投資臨時交付金事業費、補正額3億4,680万1,000円の増額につきましては、地域活性化・公共投資臨時交付金事業に要する経費の補正でございます。地域活性化・公共投資臨時交付金事業に要する経費につきましては、国の第1次補正予算に基づき交付が見込まれる地域活性化・公共投資臨時交付金を活用し、国が示す雇用創出による底割れの回避や太陽光、省エネ機器等の活用による低炭素革命、インフラ整備等による未来への投資などに呼応する事業を実施したいとするものであります。事業内訳については説明欄のとおりですが、事業内容について順次ご説明申し上げます。

初めに、中央保育所耐震改修・病後児保育棟増築事業5,950万円でございます。中央保育所は築後35年が経過し、老朽化が進んでいる上、平成20年3月に実施した耐震診断でI s値が基準以下であると診断されたことから、耐震補強工事を行い、あわせて老朽化への対応として施設改修工事を実施するとともに、平成22年9月に開設を予定している病後児保育の実施に向け、病後児保育棟を増築したいとするもので、事業費の全額を交付税で50パーセント補填される補正予算債にて対応したいとするものでございます。

続きまして、第一小学校耐震改修等事業1億1,279万7,000円でございます。第一小学

校につきましては、耐震診断でI s 値が基準以下であると診断された校舎及び屋内体育館の耐震補強工事を実施するとともに、体育館屋根塗装工事や和式トイレを節水型洋式トイレに切りかえるなど、トイレのエコ改修を実施したいとするものであります。なお、事業費のうち、校舎耐震補強工事は2分の1が、屋内体育館の耐震補強工事は3分の2が、トイレのエコ改修は2分の1がそれぞれ安全・安心な学校づくり交付金で措置される予定であり、補助制度や公共投資臨時交付金、補正予算債を活用しながら整備したいとするものでございます。

続きまして、江部乙中学校耐震改修等事業1, 496万4, 000円でございます。江部乙中学校につきましては、同様に校舎渡り廊下部分及び屋内体育館の耐震補強工事を実施するとともに、同様にトイレのエコ改修を実施したいとするものでございます。なお、事業費のうち、校舎の渡り廊下部分の耐震補強工事は3分の2が、屋内体育館の耐震補強工事は2分の1が、トイレのエコ改修は3分の1がそれぞれ安全・安心な学校づくり交付金で措置される予定であり、補助制度や公共投資臨時交付金、補正予算債を活用しながら整備したいとするものでございます。

続きまして、江部乙小学校エコ改修事業1, 493万7, 000円でございます。江部乙小学校につきましては、同様にトイレのエコ改修を実施したいとするものでございます。なお、事業費のうち3分の1が安全・安心な学校づくり交付金で措置される予定であり、補助制度や公共投資臨時交付金、補正予算債を活用しながら整備したいとするものでございます。続きまして、明苑中学校エコ改修等整備事業6, 056万8, 000円でございます。

明苑中学校につきましては、同様にトイレのエコ改修を実施するとともに、校舎の雨漏りが多発していることから、屋上防水改修工事を実施したいとするものでございます。なお、事業費のうちトイレのエコ改修は3分の1が安全・安心な学校づくり交付金で措置される予定であり、補助制度や公共投資臨時交付金、補正予算債を活用しながら整備したいとするものでございます。続きまして、地上デジタル放送対応アンテナ整備事業は4, 753万8, 000円でございます。

地上デジタル放送に対応するため、市内全小中学校に設置してある老朽化したテレビアンテナの交換工事や校内の配線交換工事等を実施したいとするもので、平成21年第3回市議会臨時会において議決いただきました地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業と同様、スクールニューディール構想に基づき学校ICT環境の整備を図り、授業内容などを大きく前進させることが期待される事業として実施したいとするものでございます。なお、事業費のうち2分の1が安全・安心な学校づくり交付金で措置される予定であり、補助制度や公共投資臨時交付金、補正予算債を活用しながら整備したいとするものでございます。

続きまして、校内LAN整備事業2, 969万4, 000円でございます。平成21年第3回市議会臨時会において議決いただきました地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業において、スクールニューディール構想に基づき対象工事費が400万円以下の小中学校5校の校内LAN整備を行ったところですが、今回は対象工事費が400万円以上の小中学校6校及び西高校の校内LAN整備を図りたいとするものでございます。なお、事業費のうち2分の1が安全・安心な学校づくり交付金で措置される予定であり、補助制度や公共投資臨時交付金、補正予算債を活用しながら整備したいとするものでございます。

続きまして、文化センター改修等整備事業680万3,000円でございます。文化センターにつきましては、外壁や屋上のひび割れにより室内の一部に雨漏り等があることから、大ホール屋上及び壁面改修工事を実施したいとするもので、事業費の全額を公共投資臨時交付金対象事業として計上したところでございます。

2款1項13目地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業費、補正額1億994万4,000円の増額につきましては、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業に要する経費の補正でございます。地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業に要する経費につきましては、国の第2次補正予算に基づき交付が見込まれる地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用し、国が示す緊急雇用創造の拡充や環境、エネルギー技術への挑戦、中小企業支援などの景気対策、医療体制の充実や災害対応など、生活の安心確保、地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備などに交付する事業を実施したいとするものであります。事業内訳につきましては説明欄のとおりですが、事業内容については順次ご説明申し上げます。

初めに、庁舎空調設備等改修事業348万5,000円でございます。庁舎の空調設備については計画的な修繕等に努めているところですが、老朽化した冷暖房用熱交換器及び暖房用熱交換器並びに防火扉のドアコンについて一部ふぐあいが生じていることから、交換工事等を実施したいとするもので、事業費の全額を交付金対象事業として計上したところでございます。

続きまして、東滝川地区転作研修センター屋上防水改修事業1,053万2,000円でございます。東滝川地区転作研修センターにつきましては、築後28年が経過し、老朽化による雨漏り等が発生しており、屋上防水改修工事及び壁面のひび割れ補修並びに壁面の塗装等を実施したいとするもので、事業費の全額を交付金対象事業として計上したところでございます。

続きまして、身体障害者福祉センター受電設備等改修事業113万2,000円でございます。身体障害者福祉センター受電設備につきましては、設置後23年が経過し、老朽化している高圧ケーブル及び負荷開閉器の交換並びに高圧コンデンサーの設置工事、キュービクル内部の補修、非常灯バッテリー交換等を実施したいとするもので、事業費の全額を交付金対象事業として計上したところでございます。

続きまして、三世代交流センター非常灯バッテリー整備事業124万1,000円でございます。三世代交流センター非常灯バッテリーにつきましては、設置後20年が経過し、老朽化したバッテリーの交換等を行いたいとするもので、事業費の全額を交付金対象事業として計上したところでございます。

続きまして、中央児童センター給油地下タンク埋設配管改修事業60万4,000円でございます。中央児童センターにつきましては、重油タンクが地下タンク方式であり、今後配管の老朽化等で油漏れ事故等を起こす可能性が高いことから、配管を腐食しないものに切りかえたいとするもので、事業費の全額を交付金対象事業として計上したところでございます。

続きまして、滝川ふれ愛の里施設改修事業1,932万1,000円でございます。滝川のふれ愛の里につきましては、平成9年6月の開設以来定期的な設備の修繕や改修等を行ってきたところですが、このたび平成22年度滝川ふれ愛の里温泉施設集客向上プランを策定し、一層の集客向上

策を図るとともに、集客向上プランと浴場改修等を一体的に行うことによる相乗効果が期待されるため、男女露天木ぶろ改修工事や男女浴場内床タイル滑りどめ加工改修工事などの浴場大規模改修やその他設備の修繕を実施したいとするもので、事業費の全額を交付金対象事業として計上したところでございます。

続きまして、総合交流ターミナルたきかわ屋上改修事業１７８万５，０００円でございます。総合交流ターミナルたきかわにつきましては、築後１０年が経過し、屋上アスファルト防水のパラペット部分のコーキングが劣化していることにより一部雨漏り等が発生したことから、屋上防水改修等工事を実施したいとするもので、事業費の全額を交付金対象事業として計上したところです。

続きまして、丸加高原伝習館施設改修事業１，６０９万５，０００円でございます。丸加高原伝習館につきましては、築後１９年が経過し、利用者の安全確保のため、老朽化した施設の設備等の改修工事を行うものであり、冷温水発生器点検整備や真空ヒーター取りかえ工事等を実施したいとするもので、事業費の全額を交付金対象事業として計上したところでございます。

続きまして、普通河川第２江部乙川改修事業１，８００万円でございます。普通河川第２江部乙川につきましては、昨年７月に起きた総雨量が１００ミリを超える大雨等により被災を受けた地点において、地域住民の安全確保と農作業等への影響を最小限に抑えるため、トラフ設置工事を実施したいとするもので、事業費の全額を交付金対象事業として計上したところでございます。

続きまして、第一小学校グラウンド改修事業５１８万７，０００円でございます。第一小学校のグラウンドにつきましては、休止中の屋外プールの基礎部分及び管理棟並びにフェンスの解体工事を実施したいとするもので、事業費の全額を交付金対象事業として計上したところでございます。

続きまして、東小学校体育館ボイラー改修事業７０４万４，０００円でございます。東小学校体育館ボイラーにつきましては、設置後３１年が経過し、燃焼室に幾度となく穴があき、都度修繕を繰り返してきましたが、修繕することが不可能となったことから、ボイラーの交換を実施したいとするもので、事業費の全額を交付金対象事業として計上したところでございます。

続きまして、江部乙小学校給油地下タンク埋設配管改修事業４３１万８，０００円でございます。江部乙小学校につきましては、灯油タンクが地下タンク方式であり、設置後３６年が経過していることから、今後配管の老朽化等で油漏れ事故を起こす可能性が高いため、配管を腐食しないものに切りかえるとともに、給油タンクをＦＲＰコーティングしたいとするもので、事業費の全額を交付金対象事業として計上したところでございます。

続きまして、江陵中学校屋上防水改修事業１，７１１万５，０００円でございます。江陵中学校につきましては、築後３０年が経過し、校舎の雨漏りが多発していることから、屋上防水の改修工事を実施したいとするもので、事業費の全額を交付金対象事業として計上したところでございます。

続きまして、開西中学校給食室ボイラー配管改修事業４０８万５，０００円でございます。開西中学校給食室ボイラー配管につきましては、設置後３０年が経過し、配管からの水漏れやさびが発生しているなど、給食調理に影響があることから、配管の改修工事等を実施したいとするもので、事業費の全額を交付金対象事業として計上したところでございます。

３款１項１目社会福祉費、補正額９００万円の増額につきましては、社会福祉対策に要する経費

の補正でございます。社会福祉対策に要する経費につきましては、北海道は昨年８月に厚生労働省が創設した介護施設等の整備促進のための臨時特例交付金を活用し、基金を造成して、介護基盤緊急整備特別対策事業を実施することを決定いたしました。これを受けて、市といたしましては開設準備経費助成に係る計画書を提出し、昨年１２月に内示を受けたことから、事業費の全額を北海道が造成した基金により助成していただき、平成２１年度、滝川市の指定公募施設であるグループホーム土筆の９床増床で５４０万円、グループホームコスモスの６床増床で３６０万円を助成したいとするものであります。また、施設開設準備経費の制度内容につきましては、市町村にある認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護事業所を対象に、新規開設、または増床に伴う円滑な開設をするため、開設前に看護、介護職員の雇い上げ等の開設準備を行う施設に定員数に６０万円を乗じて得た額を上限に助成する制度であり、看護、介護職員の雇い上げ経費のほかに、開設に当たっての周知、広報経費や初年度の設備経費などが対象となっております。

３款２項１目児童母子福祉費、補正額５８５万８，０００円の増額につきましては、子ども手当支給準備事業に要する経費の補正でございます。子ども手当支給準備事業に要する経費につきましては、６月から支給開始となる子ども手当の創設に伴い、円滑な実施を図るため、既存の児童手当システムの改修を行うもので、その費用の全額が補助金として措置される予定となっております。

３款２項２目の保育所費につきましては、歳出予算額の変更はありませんが、平成２１年第４回市議会臨時会において議決いただきました病後児保育棟の建設のための用地購入費及び実施設計委託料について、公共投資臨時交付金対象事業として計上する予定でありましたが、公共投資臨時交付金事業の概要が確定していなかったこと及び用地購入等を早期に進める必要があったことから、一般財源で措置しておりましたが、公共投資臨時交付金の充当が見込まれるため、財源振りかえを行いたいとするものでございます。

次のページをお開き願います。４款２項１目じん芥処理費、補正額３８６万１，０００円の増額につきましては、中・北空知廃棄物処理広域連合負担金の補正でございます。中・北空知廃棄物処理広域連合負担金につきましては、本年２月２日に北海道知事の許可があり、設立されました中・北空知廃棄物処理広域連合に対する構成１４市町の平成２１年度分の負担金が確定したことから、滝川市負担分を拠出したいとするものであります。なお、負担割合の算出につきましては、前々年度までの３年間のごみ量の平均を用いて算出し、滝川市は３６．１３８６パーセントの負担割合となったところです。

１３款１項１目職員費、補正額９万６，０００円の減額につきましては、給与等に要する経費の補正でございます。給与等に要する経費につきましては、後ほど説明申し上げます議案第２号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例により、市長、副市長の給料月額等について減額補正したいとするものです。

以上、歳出合計で４億７，５３６万８，０００円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、８ページ、９ページをお開き願います。１５款２項１目民生費補助金５８５万８，０００円の増は、歳出関連でございます。

１５款２項６目総務費交付金１億８，６１４万６，０００円の増は、歳出関連でございますが、

国の第1次補正予算に基づく地域活性化・公共投資臨時交付金及び第2次補正予算に基づく地域活性化・きめ細かな臨時交付金に係る歳入です。

15款2項13目教育費交付金8,935万8,000円の増、16款2項7目民生費交付金900万円の増は、いずれも歳出関連でございます。

20款1項1目繰越金1,450万6,000円の増は、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

22款1項2目民生債5,950万円の増、22款1項6目教育債1億1,100万円の増につきましては、地域活性化・公共投資臨時交付金事業における補正予算債の発行に伴うものでございます。

以上、歳入合計で4億7,536万8,000円の増額となったところであります。

時間を要しましたが、以上を申し上げまして議案第1号の説明とさせていただきます。

○議長 総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第2号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本議案の提案の趣旨であります。このたびの株式会社滝川農業開発公社におきます不適切な決算処理に関しまして市長及び副市長の責任を明確にするため、本議案を提案したいとするものであります。

それでは、議案第2号参考資料の新旧対照表をお開き願います。附則第3項におきまして、平成22年3月の一月間、市長及び副市長の給料月額についてそれぞれ100分の10を減額したいとするものであります。なお、副市長につきましては、当該給料月額を減じている期間内において離職する日の給料月額は減額前としたいとするものであります。

以下、附則第5項につきましては、項の整理でございます。

次に、附則であります。第1項で、この条例は平成22年3月1日から施行したいとするものであります。

以下、第2項につきましては関連する条例の文言整理であります。滝川市長及び副市長の給料月額の特例に関する条例の一部改正をしたいとするものであります。

今回の条例改正に伴います減額による影響額でございますが、市長分として給料と共済費を合わせまして4万6,000円、副市長分として5万円、合計9万6,000円となるところでございます。

以上で議案第2号の説明とさせていただきます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、私は議案第2号の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案、ここにつきまして質疑をしたいと思います。

特に農業開発公社の社長であります末松副市長、この副市長の責任問題、こういうものを中心に質疑をしたいと思うわけであります。今回の事件の焦点は、この粉飾決算がなぜ行われたか、そう

いう動機とか真相、こういうものが処分の量刑の判断にいろいろと影響を与えるわけでありますが、まだその辺が不十分ではありますが、既にこういう議案になってまいりましたので、質疑をしたいと思うわけであります。そこで、まずこういうような議案が出てまいりましたが、私はこういう議案と関連いたしまして背任、特別背任について、これについてお尋ねをしたいと思うわけであります。滝川市としては、市長、副市長の責任について早々と削減処分だけを考えているわけでありますが、この事件こそ背任や特別背任に該当するのではないかと、こういうふうに思うわけであります。さきの介護タクシー詐欺事件の折にこれをお尋ねいたしました、これは商法関係であると、総務部長はそういうふうに答弁をされたところであります。ところで、今回こそ法律関係でいえば、何々商社とか何々公社でありますから、社長あるいは常務、こういうようなことでいよいよ商法が適用されると思うわけであります。したがって、背任とか特別背任の責任は避けて通れない、このような行政の処分だけで終わるものではない、こういうふうにして思うわけでありまして、それでは具体的に申し上げたいと思います。

まず、第1に、末松副市長の特別背任についてでございます。刑法第247条、そこに背任の責任が書かれております。言うまでもなく、この団体、あるいはこの会社、そういうところに損害を与えた、そういうものの責任と、こういうことになるわけでありますが、今回管理職の責任について特別背任の責任が科されておりますので、したがって常務は管理職としてやっぱり特別背任が問われると思うのですが、そのこのほうはどうなるかということについては、これはどちらでもということに解釈なると思うのでありますが、副参与とかその他の取締役あるいは公社の管理職等は一般の背任に当たると思うわけでありますが、社長の特別背任、これについてお答えをいただきたいと思います。さきの経過からすれば、これは総務部長ではないかと思うわけでありますが、ここの見解をお尋ねいたします。

次に、特別背任のそういうものに適用されるかもしれません末松副市長自身にお尋ねをしたいと思います。公務員の不祥事、行政罰、今回もしたがって行政罰だと思うわけでありますが、たび重なって公務員の不祥事というときに、累犯過重という、これはご承知のとおりだと思うのです。そういう言葉があるわけでありますが、これまで副市長の公務員としての不祥事でもう数回の処分、そういうものに照らし合わせれば、今回の処分の10パーセント、1カ月、これは累犯過重という概念と、そういうものを解釈すれば、比較しますと極めて差が大きいのではないかと思います。ご自身のことですから答弁しにくいと思いますが、副市長も長く公務員をやっておられて、累犯過重と、こういうようなことでよくご承知のとおりだと思うのですが、そういうことで先ほどの背任とか特別背任とは別な意味で、累犯過重と10パーセント、1カ月と、この落差をご説明、あるいは見解を述べていただきたいと思います。

以上、この2点をお願いをいたします。

○議長 長 答弁いただくわけですが、これは特別職の条例に関してでありますので、職員については、これは議案外となります。

(「はい」と言う声あり)

○議長 長 総務部長。

○総務部長 ただいまのご質疑にご答弁申し上げます。

まず、1点目の社長の特別背任というご質疑でございますけれども、先ほどのご質疑の中にもお答えしておりますけれども、今回の事案では会社法の第423条による部分は認められないと、該当するということは認められないというふうに判断をいたしているところであります。したがって、会社に対して損害賠償の責というか、そういうものについては該当しないと、認められないと判断しているわけでございます。そういうことから、ご質疑の特別背任についても該当ないと考えているところでございます。

また、累犯過重の関係でございますけれども、社長としての関与と申しますか、粉飾自体を指示をした事実はないと、報告を受けた事実はないと、調査結果ですので、取締役でありました副参与の処分の量定等を勘案して今回の対応をしたということでございます。したがって、過去の累犯云々ということではなくて、この件に関する取締役の処分の量定等を勘案して判断をさせていただいたという内容でございます。

以上です。

○議長 長 答弁終わりました。渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、これは身内の中での見解としてはやっぱりそういう見解になると思うわけですが、さきときには、本当の公務員だけというときには確かに今の総務部長のようなことになると思うのでありますが、今回は商法に照らして刑法の第247条、この適用は、これはお互いに水かけ論になると思います、見解の相違がありますから。したがって、また別な機関では、こういう背任とか特別背任の責任は、これは避けて通れないと思いますから、したがってここで繰り返しやっても時間だと思しますので、これは今後それぞれこういう10パーセントの1カ月というような、そういうことだけではなくて、こういう事柄がつきまとうと、こういうようなことで、先ほど申し上げました副市長の見解はぜひ、総務部長はそういうことでありましたけれども、やっぱりご自身から聞いて、ぜひ聞きたいと思っています。

○議長 長 副市長。

○副市長 代表取締役として、本当に申しわけない。粉飾、それから虚偽報告したということについては、おわび申し上げるところであります。私も、何パーセント、私が提案したというよりは、むしろ客観的な分析の中で処分量刑を決めてくれないかというのが私の意向でありますので、さまざま総務部長も調査チームの中のことを含めながら調べた結果について、こういう量刑が相当だろうということなのだろうと思います。あと、背任だとか含めて、それは第三者が判断することでもあるので、私からはそれが相当だとか相当でないとかと言う立場にはないものと思っております。

（「それでは、あと討論のほうにいたします。終わります」と言う声あり）

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 まず、議案第1号のほうをお伺いしたいと思いますけれども、地下タンクについてお伺いしたいと思います。この地下タンク埋設配管事業について、これまでの委員会の答弁などでは、おおむね3月議会ですべてが完了するというお話であったというふうに思います。それが今回の補正のことで行われるということで、基本的には今回の補正ですべて対象事業は行われる、完了する

というふうに確認してよろしいのかどうかお伺いをしたいというふうに思います。それから、そもそも私どもも地下タンクがあること自体が問題ではないかというふうに指摘はしていたのですけれども、そういったことも踏まえてどのように考えられているのか、今後は灯油の漏出などが、事故などが起きる可能性はないと、これで安心してよろしいのかどうかお伺いしたいと思います。

それでは、議案第２号にかかわって幾つかお伺いをしたいというふうに思います。まず、今回の給与減額修正に関してでありますけれども、そもそも公社社長である副市長の関与疑惑がまだ解明されていない中で減額改正という、私はそこに一番大きな問題があるのではないかなというふうに思っております。ここでまず確認しておきたいのが今後議会内外で調査がこれからも行われるというふうに思いますけれども、その中で新たな事項が解明された場合、そうしたことが行われれば当然さらなる処分を検討されるというふうに思うのですけれども、そういったことで確認してよろしいのかどうか、市長にお伺いいたします。

それから、市長自身は真相解明に腰が引けるという姿勢、これがこれまでの不祥事の一番の問題ではなかったのかなというふうに思っております。まずお伺いしたいのは、メモに関してでありますけれども、これに関しては先ほどのご答弁の中では、調査グループが聞き取りを行って、整合性があったため問題ではなかったというふうにご答弁されました。市長はその言葉を聞いて、正しいというふうにお思いでしょうか、率直にお伺いします。それから、同様にＪＡ関係者にも聞き取るつもりがないというふうにおっしゃられた。これも問題ないというふうにお考えでしょうか。

手形についてお伺いします。先ほど市長のご答弁では、株式会社としての独自性はあるものの、多額であり、正式な協議をしてもらわなければならないと思うとご答弁されました。これでは損失補償という一定の枠が全く機能しないことになりかねない重大な問題です。市長自身もご答弁された。あくまでも初めてであり、例外的だと、当然だというふうに思います。その点では、今後はこうしたことが行われたいというふうに思うとみずからしっかり述べるべきではないでしょうか、市長のお考えを伺います。

以上です。

○議長 酒井議員、議案第２号の関係、これは給与に関する条例の関係でして、メモ、ＪＡの関係については、これは先ほどの質疑をお受けしたときにあなたは挙手をされないで……

（「よろしいですか」と言う声あり）

○議長 長 ちょっと聞いてください。されていないので、ここに持ち出すと議案関連が若干ずれているのです。ですから、お答えはしてもらいますけれども、その辺でいいですね、内容的に深く入らないで。

（「内容的にはよろしいです」と言う声あり）

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 私が伺ったのは、減額改正をみずから行う、みずから提案するということで、その根拠となるものということでお伺いしています。議長がおっしゃったように、深く入るというつもりでは全くない。みずから律するという意味で、これが正しいのかという根拠をお伺いしたい。

○議長 長 わかりました。では、お答えください。まず、建設部長。

○建設部長 私のほうから地下タンクについての質疑についてお答えいたします。

このたびの事業によりまして、かなり地下タンクの改修の部分が進むかと思います。ですが、まだすべてと、今ここで数をちょっと把握をしておりませんけれども、すべてではございません。早急な改修が必要かと思っております。ただ、地下タンクにつきましては、例えばA重油につきましては凍結だとかそういった問題があって上屋をつくらなければなりませんとか、そういった施設の大きさ、規模、その場所の問題があって、地下タンク自体は今後とも必要な部分はあるかと思っております。

以上です。

○議 長 答弁をお願いします。総務部長。

○総務部長 それでは、2点目、3点目についてご答弁申し上げます。

新たな事項が判明したというときは再検討するのかということでございますけれども、新たな事実が判明して、それが条例提案だとか、そういう措置が必要だと判断した場合には、否定はできないと考えております。以上が2点目の答弁でございます。

3点目については、このような提案をさせていただいた背景は、過去の提案事例あるいは職員の量定等も含めて町としての任命責任、管理監督責任、また公社等への経営状況報告時の調査責任、調査権としての責任、そういう総合的な判断のもと提案をさせていただいたという内容でございます。

○議 長 酒井議員。

○酒井議員 2点目、3点目にお伺いしたことについては、僕は市長自身から答弁していただきたかった。しかし、それはなかったということで、私は今回の件に関しては全く反省していないのではないかなんて言わざるを得ないというふうに思っております。このことは、この場で議論できる問題でもありませんので今後に譲りますけれども、重大な、極めて重大な問題であるというふうに思います。

1番目の質疑について再質疑させていただきたいと思います。かなり進むといえどすべてではないということでありました。お伺いしたいのは、いつまでに改修したいと思われているのか、例えば今年度中でできるような問題ではなくて、ずっとかかるような問題なのか。改修の問題でも配管を取りかえればほぼ問題ないというふうに確認してよろしいのか。それから、残りが幾つなのか、大体のめどでも結構ですので、お答えください。

○議 長 ちょっとお待ちください。

(何事か言う声あり)

○議 長 一たん休憩します。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時43分

○議 長 では、再開いたします。

建設部長。

○建設部長 再度の質疑にお答えをいたします。

まず、地上化できる施設、地上化できるものにつきましては、すべて終わりました。今後3施設ほどまだ整備をしていかなければならないところが残っております。大きな施設、先ほどもちょっと申しましたが、施設としてもかなり大規模で上屋を建ててやるようなケースのところについては、今後とも難しい部分もありまして、いわゆる埋設管についての取りかえ等を進めていかなければならないと、そういうふうに思っておりますし、やはり日ごろの点検や何かで事故等が起きないように部分では対応していかなければならないと、そういうふうには思っております。

以上です。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 それでは、1点質疑させていただきます。

旧政権時代、自民党、公明党政権時代に提案されていた地域活性化・公共投資臨時交付金事業のことについて質疑させていただきます。ここでは、かなりエコ改修なんかの学校の耐震化、あるいは地上デジタル放送用のアンテナですか、この部分で予算計上されておりますけれども、私は地域活性化ということですから地場の滝川市内の業者さんに仕事が行くような発注というか、が必要だと思うのです。それで、どの程度この事業において地場の企業に発注が行くのかと、その部分をお聞きしたいと思います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 前政権時に交付金化をいただきました公共投資臨時交付金でございますけれども、この関係につきましては交付金の趣旨も当然地場企業、地域の活性化というのが大きな柱でございます。私どももそういう観点を最大限に発揮をすべきというふうに執行上考えておまして、ただいまご提案申し上げておりますすべての事業について、地場企業に発注できると現時点で考えております。

○議長 長 清水議員、先ほどとの重複は避けてください。

○清水議員 市長並びに副市長の責任の重たさというか、関与がなかったということが本当なのか等について減給条例にかかわって質疑を行いたいと思います。

まず、1点目は、市長の関係です。市長は、しどろもどろの答弁で、それだと信用されないよということで指示をした。それ以外は何も行動していないと。結局そのしどろもどろの後のことについては、信じたということでした。滝川市は、昨年4月、さらには一昨年の、文化センターで開いたのは4月ですね。毎年4月に二度と繰り返さないということで再発防止策をつくり、かつ昨年に関しては体協裏金問題のまた起きたのかということが冷めやらぬ中、9月にこういうしどろもどろ答弁を市長は聞いているわけです。そういうときに、市長として、相談役として、これは本当にそんなことしか考えない人なのかと。何回も信用したことが失敗になっているわけです。生活保護事件でも、何度も聞いたと、しかし違法性がないということで、それで終わっているわけです。ああ、そうか、違法性ないのかと、ではまたどんどん走らせていいよと。だから、信用するということがだめだから、いろんな対策をつくってきたのだけれども、結局それを破ったのはまさに市長

そのもの、市長ご本人だったということだというふうに思うのですが、市長はそういう点で毎年つくってきた滝川市の繰り返さない対策をみずから破ってしまったということについて、だというふうに思いますが、反省すべきだというふうに思いますが、市長のお考えを伺います。

2点目は、その際私は議会で歩どまりだとか保管場所についてかなりリアルに質疑しているのです。例えば歩どまりについては、18期は……

○議長 長 もうちょっと簡潔に質疑をしてください。

(「議案と外れているんでないか」と言う声あり)

○清水議員 19期が44.4パーセント、これに対して20期は26.5パーセントで、約20パーセント歩どまり落ちていると。ほかの製品については、どう考えたって60トン近くも自社の冷凍庫に入るわけがないのに自社冷凍庫ですという答弁が出てくるわけですよ。私より市長のほうがそういう実態についてはよくわかっているはずなのです。歩どまり2割悪いということは、原料でいうと年間200万円どこかおかしいと。工場で生産管理とか僕もやっていたことがありますけれども、歩どまりというのは一番基本的なことなのです。そこで全部チェックするのです。歩どまりが0.何パーセント違うだけでも神経質になる話なのです。だから、市長がここで原料在庫について信用したなんていうのは、到底そのこと自体が信用できないと、信じられないということです。改めてこの歩どまりや自社保管というあり得ない答弁、あるいは答弁不能だった、あの質疑に対して市長は疑問を持たなかった、その状況についてお伺いします。

3点目は、私は体協問題の後に対策として業務従事職員を派遣職員にするということで、市と従事先との関係をきちっと分けると、そういう方針が出たときに、これたしか一般質問で私やっているとと思うのですが、職員が取締役として実権を握っている農業開発公社についてはこれもきちっと分けるべきでないのかと、そういうふうに私質問したら、市長はその話とは別だと言っている。市長でなかったかな、総務部長か副市長かわかりませんが、答弁がそういう答弁出たのです。ですから、あのときに、昨年6月、そういうきちっとした、市と公社をきちっと分けてチェック機能できるようにするというふうにしていけば、こんなこと起きていないのです。これは、市長の管理監督責任が大きく問われるところです。お考えを伺いたいと思います。

さらには、このA取締役については58歳でこの会社の取締役になったわけですよ。おかしいではないかと、役職任命換制度ではこう書いているのです。参与等の職務は、その者が当該参与等の職に任命される直前に有していた職にかかわる職務の複雑、困難及び責任の度と同程度とすると、こう書いているのですよ。他の役職任命換の関係職員は、いわゆる管理職的な仕事から大きく任を退くと。ところが、私がこれは不適切だというふうに言ったら、市長は不適切でないと、庁舎の中でないのだと、公社なのだと、だからその役職任命換制度には当たらないのだと言って、このA取締役を反対を押し切って取締役にし続けたわけです。これは、まさに市長の任命責任が大きく問われると思いますが、お考えを伺いたいと思います。

次、副市長です。副市長は、農業開発公社で17期、18期、19期、私16期以前はちょっと資料がないのでわかりませんが、3期副社長を務めていた。そして、そのうち17、18、19、この期間は工藤J Aたきかわ組合長が社長を務めていた。そして、20期に社長に就任されたと。

こういうキャリアから言うと、経済部長と全く比較にならないのです。経済部長はではどういうふうになっているかと言ったら、19期までは公社に関係していません。初めて20期に常務になったのです。ですから、9月、20期の決算報告は、私は経済部長大変だったと思います。そのしどころもどろ答弁をキャリア抜群の責任をずっと持ってきた副市長がどうやって聞いていたかということのほうが私は重要だというふうに思います。19期のタマネギの在庫について20年の2月に経営会議を行ったと、このとき副市長はどのようにこの在庫について認識をされていたか。2点目は、工藤社長と当時在庫について何らかの話し合いされたのか。3点目は、トマトの作業のおくれということ自体、それを把握したとすれば、していたかどうか聞きまされども、していたとすれば、どうしたらそのおくれを取り戻せるかということを当時社長は自分の責任として考えたはずなのです。指示したはずなのです。どんな指示をしたのか伺います。

2点目は、市長にお聞きをした歩どまりについて、当時社長としてその答弁を聞いていたわけですよ。歩どまりが悪い、2割も悪いと、そして製品在庫が何と、部長は自社倉庫に、自社冷蔵庫にあると言ってしまっていると。こういうことについて副市長もまた同じ、市長と同じように信用してしまっただけですか、経済部長と同じようにA取締役の言うことを信用してしまっただけですか、それで終わってしまったのですか。何らかの行動をとったのかも含めて伺いをいたします。

3点目は、副市長に対する3点目です。公社の記者会見が2月9日に行われました。しかし、この場に末松社長はいらっしゃいませんでした。聞くところによると、旭川の石狩川サミットに市長代理で参加をされたというふうに聞いております。なぜ記者会見に社長として出席し、市民に、関係者にきちんとしたおわびができなかったのか伺います。

4点目、副市長に対する4点目です。手形決済について、経済部長は常務の一存だと言っています。しかし、本当にそうなのかというのが私は非常に信じられない。

○議長 清水議員、先ほど手形決済の件は3回質疑が終わっておりますので、重複は避けてください。

○清水議員 私は副市長に聞いているのですよ。先ほど副市長に聞いていませんから。

（「結論を言えいいっしょ、結論」と言う声あり）

（「だから、最初に言ったじゃないですか、市長、副市長に関する質疑は減給条例案でやりますと。だから、同じことでも副市長や市長がどうだったかというのを、今そこに絞って聞いているわけですから」と言う声あり）

○議長 絞って聞くのでしたら、前段はいいですから、質疑、あなたの推測が非常に入っておりますので、その辺は避けていただいた中で現実、事実に基づいた質疑をしてください。推測は避けてください。

○清水議員 推測はしているつもりありませんけれども、まず手形の決済について全く末松社長は知らなかった、知らないうちに銀行との関係含め運ばれたと、事後も報告を受けていないということではよろしいのか伺います。

最後に、調査報告書で書かれている報告、連絡、相談はなかった、また指示もしていなかった、これについて議会で改めてそれが本当に真実だったのかどうか伺います。

以上です。

○議長 前回の質疑と大分重複しているところありますので、その答弁は避けていただきます。同じ答弁はしないように。市長。

○市長 3定の質疑に対する答弁の状況は、市民の不信感を招くという指導をしたということでもあります。ある意味では、指示はしたわけではない背景は、こんなことが行われるはずがないということを感じたと、それがために製品在庫、原料在庫を調査してみろという指示は行わなかった。そういう意味では、こういう信じられない事態が生じたということはこのときの判断がやっぱり甘かったという判断をせざるを得ません。そういう意味では、先ほど指摘のあった管理監督の責任はやはり大きいものがあるというふうに思います。さらに、調査権による調査が不十分な結果として誤った報告を議会にしたという責任も大きい。さらに、やっぱり任命したわけですから、任命権者の責任もあると。大きく分けますと、その3点で今回の議案を提出をさせていただいたということでもあります。

○議長 副市長。

○副市長 私のありようを含めながら調査チームのほうにほとんどゆだねておりましたので、こちらのほうで詳細調べている点もあるかもしれません。私の認識している限りで申し上げますと、まずキャリアが経済部長比較にならないぐらいあると、そのしどろもどろの答弁ということで、私としては多田部長が言っていたからあると思っていますから、そういう認識をしていました。

それから、20期のタマネギ在庫、経営会議でどのようにあれしたか。とにかく在庫がある以上翌年度に繰り越してはいけないということですから、開拓を含めて、需要があるところ、取引先にも当たって、新たに何か追加がないかどうかも含めながら、製品というか、原料処理というか、製品化してやっていくことに努力してくれという話はしています。

それから、歩どまりの悪いのは、20年度で私も悪いのはわかっています。わかっているというのは、292トンのうち何トンがここで繰り越された、相当数が繰り越されてきたのだと思います。その話は聞いています。窪之内さん言うように、どこかに原料で売のなら、原料というか、タマネギのまま売れるところは売ってほしいし、それから新規開拓も含めてできるところあったら努力してみんなでやっていこうということでした。結果的に、私としてはこのタマネギの在庫があけてみるとかなり腐れているのが発生したということで、適正に経費で処理するようにということで指示した記憶があります。その経費については、20期の決算においては売上高以上に製造原価が高まっているということになっています。そういうことから、私としては原料分は相当数使えなかったのだなという認識に立っています。

それから、公社の記者会見になぜ来なかったということで、これは経済部長等含めて常務とも話しました。私が行って謝ることを含めてしていく、それは当然株主、それから取締役、理事、株主総会、それから取引先にそれは陳謝して歩きました。記者会見するときも含めて、どうする、私が出て謝ったほうがいいかということを話をしたときに、調査班でやるからいいということなので、では私はコメントだけでも用意しますということでコメントを授けたのが実態であります。

それから、手形はどうなのかということ、多田部長を含めてと。私としては、原料を買っている

わけですから、繰り越し含めて多いのも、290トン含めて20期では多い話ですので、未払いになっていることも含めてJAとよく協議してやってほしいと、支払い計画も含めてよく十分に検討してほしいということを申し上げているところであります。

報告、連絡、相談受けていなかったのかということ、切れ間切れ間の3カ月、4カ月の取締役会を含めながら事前にとかと、こういう状況ですという報告はありますけれども、ただ私としては清水さんが指摘するように、代表取締役として現場へ行って在庫がどういうふうにあるのかだとか、ここまで確認すべきではないか、社長の責務としてということになれば、私としてはその辺は怠っているのだと、そういう反省は多々あります。

（「組合長と話をしたか」と言う声あり）

○副市長 組合長は、どういう質疑でしたか。

（「組合長と在庫等について話を、当時社長ですから、社長と」と言う声あり）

○副市長 組合長も当時含めて、原料含めて、処理し切れない原料含めてあるということも含めながら、組合長もやっぱりどこかに売っていくぞということは言っていた記憶があります。私どもも売れる範囲を含めて、どういうところがある、どういうところがあると、それで例えば図書館なんかの人たち含めて淡路だとか、それから新規開拓に向けて札幌、それからいろんな手づるの中で商社系だとか含めて当たった記憶はあります。

○議長 再質疑ありますか。清水議員。

○清水議員 副市長は、歩どまり悪いのはわかっている。結果的に多くの腐れが発生している。適正に経費で処理するように指示をしたが、売り上げより原価が高まっていたと。原料で腐っていたのが相当数あったと。また、在庫を転売するために、とにかく売っていくぞと指示をし、淡路だとかいろんなところに買ってくれというような動きをした記憶があると。そういったような答弁をされたのです。私は今の答弁を聞くと、まず多田部長、経済部長、20年の2月に在庫の問題で経営会議やっているのです。では、副市長が社長としてこういう動きをやったのはいつごろなのか。淡路に買ってくれたとか、そういう動きをしたのはいつごろなのか。原料を売っていくぞという気持ちで、それを売っていくぞと、社長だけではないですよ、当然部下に指示しますよね、売っていくぞと。こういうことを具体的にどんなふうにどういう場で指示をし、それはいつごろなのか。その結果どうなったかということは、当然聞きますよね。指示だけ出して、売れたか売れないかは聞かないということはないと思うのです。売れたかどうかの確認をどのように行ったのか。

それと、工藤組合長、当時の社長も同じように話し合いでそういうような話になったというふうに私受け取ったのですが、工藤組合長は具体的にどんな行動、どんな指示、あるいはそれをどういう場で、取締役会なのか経営会議なのか、ちょっとわかりませんが、どういう場で社長はそういうことをされたのか。

それと、相当数腐っていたということを認識したと言うのですけれども、相当数腐っていたという認識はいつごろ、また相当数というのは相当数というからにはやっぱり頭の中にはきちっとしたイメージがあると思うのです。1トンなのか100トンなのか、そのことについて伺います。

（「今のここで真相究明、今この場でできるのかい」と言う声あり）

○議 長 副市長、会社の関係については答弁要りません。

(「何を言っているんですか。ここでやんなかったらどこでやるの」と言う声あり)

○議 長 今回は、あくまでも議題関係、副市長と関係、今は社長と組合長のいろいろな話が出てまいりましたけれども、そちらではありませんから。ですから、何回も言うようですけれども、この場合はルールはそういうルールでありますから、それでやってください。

(「何を言っているんですか、冗談じゃないですよ、議長。僕は絶対引けないです、ここは」と言う声あり)

○議 長 引かなければ引かないで結構ですけれども……

(「何で今の質疑の答弁を副市長ができないのさ。副市長答弁に出てきたじゃないですか」と言う声あり)

○議 長 ですから、会社の内容的なことについては、答弁する必要はなしと私は判断しております。

(「待ってくださいよ。副市長の今回の減給条例は、社長としての、社長として怠った……」と言う声あり)

○議 長 だから、社長としての判断はいいですよ。

(「だから、社長としてどうだったのかということを聞いているんですよ」と言う声あり)

○議 長 ですから、社長の……

(「事実と遠い話ですよ、これは。社長は直接管理監督責任だめだったから、減給するんでしょう」と言う声あり)

○議 長 だから、その辺は答弁してもらいますよ。会社の中の内容に触れていきますと、これは際限ありませんから、ここではそのルールは適用できませんから。

(「指示をいつどこでしたかというの、これセットなんですよ」と言う声あり)

○議 長 だから、そういうことはいいけれども、先ほどから細々細々言っていますから、そちらのほうについては答弁要りません。最大限社長としての先ほどの質疑に答えてください。

○副 市 長 指示が何月何日かというのは、ちょっと工藤社長とのあれは記憶にないのですが、恐らく社長としての決算期の前の取締役会前ぐらいでないかなと思います。ちょっと記憶にないです。取締役会が決算認定した取締役会なのか、その前の取締役会なのか、そこちょっと記憶にないですけれども、ただ工藤社長としてはいろいろ含めて売っていくところは売っていついて、先ほど申し上げたように売っていくということに対して、工場長含めて共計枠の中で、共計枠を原料として売っていくというのがどうもできないと思っていたらしいというのが後でわかりましたけれども、社長も含めて、私どもも売れるものなら、原料残して、何も次の年に送り込むことがないわけですから、やっていこうということで、それ以降淡路だとか含めて関係機関とか当たりましたし、20期に入ってから繰り越ししているあれがあるということは、あけて、私どもの理解はですよ、原料をあけて皮むいてみて、できないものとか含めてあるのかという認識ですから、その中で腐れが、

相当廃棄しているということも含めながら４月時点で私は相当認識したと思っています。ですから、製造原価が高まっているということで、決算としては厳しい状況になるだろうというふうに思っています。

○議長 清水議員。

○清水議員 今副市長が答弁されたことは、本当に重要なことを答弁されているのです。決算期の前の取締役会ということは、つまり１９期の決算の前なのです。１９期の決算の前に売らなければならないという認識があったということは、先ほど経済部長が２０年の２月にこれは売らなければならないということですよね。今副市長は、２０年の６月にそういうことをどんどん檄を飛ばしたということなのです。それがしかも取締役会、６月かその前かわからないけれども、取締役会で原料が残っているぞと、もう腐る寸前だぞという話を、要するにそのときの原料の評価、ぴかぴかだと、あるいは半分ぐらい、どういう原料だということで転売しなければならないということを考えたのか。

それと、もう一つ、先ほどの質疑で相当数腐っているということをこのとき当然思っていたということだと思うのです。それはいつか、はっきり明示してください。いつ相当数腐っている。その相当数というのはどれぐらいだと。

それと、３点目は、２０期に入ってから、むいたものをいろいろ見たら腐れ発生、４月時点でかなり把握したというふうに言われていましたよね。４月時点でかなり把握したのであれば、腐れを把握したのであれば、２１期の１、７００万円相当の製品在庫というのは、これは何を原料にしてつくったというふうにその決算のとき社長として考えていたのですか。

それと、淡路島に声をかけたりしたのはいつのことなのか、何月というようなことでお願いします。

○議長 副市長。

○副市長 まず、２０期の話しして、４月の時点でかなり材料が腐ってきて、製品にならないものがあるということで話を聞いて、それは適正に経費できちっと処理せよということと、２３０キロだったか、９トン含めて、ほかに１、１００トン入ってきているわけですから、これまた繰り越すわけにいかないので、きちっといろんなところに当たれということで、結果として私は製品在庫については何トンが、相当数腐れていた相当数が何トンで何ぼ処理になっているかということを認識含めて確認もしていません。製造原価含めて最終的に高まっていた中で、前年度より６００万円ぐらい製造原価高まっているのです、対前年から見ると。そういうことから、私としては相当数原料含めて使えなかったのだなという認識があります。

それから、淡路島の関係については、それは私が電話をしたのではなくて、それはＡ担当取締役のほうからしていたと思います。それから、そのほかの商社についても同じです。電話かけていたと思います。ただ、結果として１９期、２０期もそうなのですけれども、市場経済含めて非常に１９期は特に厳しい状況だったので、なかなかひっかかりが来なかったということでもあります。それから、２０期に至っては、私としても札幌の開拓数社、それはＡ担当取締役と行って、新規開拓だとかして、実ったものも実らないものもあります。できるだけ私どもとしては主要取引先のシェアのウ

エートを低めて、他社の新規開拓をしていこうということでの考え方はありましたので、それぞれセールス行動を含めて、20年の7月、6月末か7月ぐらいには東京のほうの、市内の人の紹介で東京の人に新規取引でセールスにも行っているところです。

（「結局売れたかどうか確認したんですけど」という声あり）

（「そういうやり方やめたほうがいいですよ」という声あり）

○副市長 最終的には実らなかったのがほとんどで……

（「最終的じゃないでしょう」という声あり）

○副市長 札幌関係については、実ったものもあります。何トンが実って、何トンがこうだったかというのは、ちょっと私も定かではありません。

○議長 ほかございますか。

（なしの声あり）

○議長 長 では、これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。あらかじめ確認いたします。討論ある方。

（何事か言う声あり）

○議長 長 わかりました。酒井議員。

○酒井議員 日本共産党の酒井隆裕でございます。私は、日本共産党を代表いたしまして、議案第1号 2009年度滝川市一般会計補正予算（第12号）、議案第2号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論を行います。

条例案に反対する理由として、以下の4点が挙げられます。第1に、公社社長である副市長の関与疑惑がまだ解明されていない中での減額改正ということであります。質疑では、今後の議会等での調査後、新たな事項が解明された場合にさらなる処分が行われるかという点では否定はしないと総務部長が答弁されました。新たな事項が解明された場合、処分するのは当然ですが、問題はそうならば減額修正どころでは済まないことになります。そもそも一般的な組織原則として、社長や常務に報告や連絡、相談も行わず、独断で一取締役が粉飾するなどということはあり得ません。告発者は、社長である副市長が指示したということです。取締役が作成したメモは、当事者の証言だけを根拠に虚偽であると認定されました。もし表に出れば、みずからに疑惑が及ぶものをわざわざメモに残す、こうしたことはあり得ないことではありませんか。にせものだと言うのなら、そうである証拠を反対に示すべきであります。日本共産党は、副市長の粉飾関与は疑うべくもないと確信しています。このような中で減額修正でお茶を濁すことについては、全く納得できません。

第2に、市長のこれまでの行動についてです。公社常務である経済部長が議会で虚偽答弁されたことについても答弁がしどろもどろなので、不信感を抱いている。状況を把握して説明するよう指示したことにとどまっています。公社の相談役である市長は、当然こうした経済部長の不自然な答弁の根拠となるものを直ちに調査するべきでした。信用したということで疑いが晴れるという判断の仕方は、これまで何度も不祥事につながったということと同じです。市長以下幹部の体質は、全く変わっていないと言わざるを得ません。

第3に、減額改正の根拠となる市の調査グループ自体が行った調査そのものが不十分どころか隠

への疑惑がある中での処分ということです。調査当初から常務である経済部長がグループに加わったことについて、反省の言葉はありません。また、本来あるべきJA関係者等の聞き取りも行っておらず、今後行うつもりはないというのでは、調査をしたというアリバイづくりではありませんか。真実を隠ぺいするために行ったものと思われても仕方ありません。

第4に、田村市長では今後の全容解明と責任問題に対する指導力はないという問題です。これまでの数々の不祥事のたびに、市長はおわびの言葉を述べました。しかし、その後市民の信頼回復、滝川市の信用回復が果たされたでしょうか。それどころか、毎年のように不祥事が全国に報道される極めて不明瞭な事態になっています。このことは、田村市政の構造上の問題であることは明かです。隠ぺいともとれる体質や真相解明に腰が引ける姿勢は、全く変わっていません。よって、これ以上滝川市政を任せるわけにはいきません。辞任をもって責任をとるべきです。今回の減額処分では極めて不十分です。

以上を申し上げて、日本共産党を代表しての討論といたします。

○議長 堀議員。

○堀議員 公明党を代表し、議案第1号、議案第2号を可とする立場で討論いたします。

以下若干の意見を述べ、討論といたします。国の第1次補正、第2次補正による事業では、学校環境が大きく推進されることは、教育関係者はもとより子供たちにとって大変喜ばしいことであります。さらに、働くお母さんたちが待ち焦がれている病後児保育をこんなに早い時期に事業展開されることを心から喜んでおります。また、すべての事業の発注先は原則市内業者であることも評価したい。現況市内の業者は大変厳しい経営状況にあります。そこで、一日でも早く業者にお金が回るような仕組みに努力されることを要望いたします。

最後に、今回発覚した農業開発公社の粉飾決算に対して、市民は毎年のように起きる市の不祥事に対して非常に不信感と憤りを感じています。市民に信頼される市役所づくりの推進中に、なぜこういう事件が起きるのか。また、民間では考えられない職員の処分の軽さに対してであります。まじめに一生懸命頑張っている職員のためにも、私は抜本的な職員の勤務規程や評価を限りなく民間に近いものに改正すべきと考えます。

以上を申し上げ、賛成討論といたします。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 無所属女性の会、窪之内美知代です。私は、議案第1号 平成21年度滝川市一般会計補正予算（第12号）及び関連議案第2号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を否とする立場で討論を行います。

一般会計補正予算については、職員費の減額補正以外は国の景気対策による地域経済の活性化を促すことを目的とした4億7,000万円を超す予算措置であり、地域経済を潤すとともに、雇用拡大にとっても大きな効果をもたらすことに期待するものであり、この部分だけであれば可とすることに異議はないことを申し述べておきます。

しかし、農業開発公社の粉飾決算に関し、市長、副市長の給与を減ずる職員費及び関連議案第2号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について可とすることはできません。

否とする理由は、以下のとおりです。

第1に、マスコミでも報じられているように、田村市政4度目の不祥事です。今回も市の幹部職員が主導したことを考えると、その任命責任は極めて重いと言わざるを得ません。

第2に、赤字隠しの1,900万円強の粉飾決算を行っただけでなく、廃棄処分を含め使えなかった原材料165トンは金額にすると620万円を超す損失です。公社の取締役会や監査の責任あるいは個人責任も含めて、その損失に対しどのような責任をとるのか、明確にされていません。副市長は、20期の代表取締役社長であり、このことを含めた責任を明確にすべきです。

第3に、議会本会議における議員質疑に結果として虚偽の答弁をしていたことは、議会や傍聴していた市民への裏切りであり、信頼関係に重大な亀裂を招きました。19期の経営状況について質疑した一人としても、強い憤りを感じます。このことに対する責任のとり方として適切とは考えられません。

第4に、19期から20期にかけての経営状況は、多少の経理知識があれば整合性に疑問を感じる内容でした。取締役社長である副市長は、昨年第3回定例会後直ちに精査の先頭に立つべきでした。しかし、公益目的通報制度による調査の前にそうした調査を行わなかった責任は、重大です。

第5に、1,900万円の赤字隠しを見抜けなかった取締役会や監査の責任及び多額な赤字の実態を考慮した今後の経営見通しについても、社長を先頭に総合的な検討が行われたとは考えられません。

第6に、再発防止策の市や公社の対応が示されていますが、在庫管理一つとっても、民間であれば毎月行うのが当たり前ですが、3カ月ごとになっていることなど、真剣に防止策を検討したのか、疑問が残る内容です。

第7に、調査報告書では副市長が粉飾決算に関与した、あるいは知っていた可能性について否定されていますが、指示あるいは関与していたことを示唆する文書についての説明が尽くされたとは言えません。以上のように粉飾決算が行われた経緯、620万円を超える損失の責任、公社の今後のあり方など数多くの問題を残したまま、減給10パーセント、1カ月という措置が適切かどうかを判断できる時期にありません。すべての点が説明された上で適切な措置を行うべきと考えます。

なお、市長は、市民に信頼される市役所づくりの推進を訴えてきましたが、今回の不祥事で市民の信頼はまた遠のいてしまいました。信頼回復の道筋を再検討することを要請し、私の討論とします。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 市民の声連合の渡辺精郎です。私は、ただいま上程されました議案第2号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を否とする立場で討論いたします。

理由を指摘いたします。その第1の理由は、処分が早過ぎるということであり、この事件は、先日2月10日に市民に非公開の議会の全員協議会で発表され、質疑が行われたばかりであります。農業開発公社の粉飾の状況も十分わからないうち、処分だけが先行し、事件が終息したかのような印象を与え、市民の批判を避けようとする常套手段ではありませんか。市民に対してはまだ、公式的に先ほど行政報告したばかりであり、市民に何も発表していない中で市長や副市長の処分を決め

て発表するというすばやさであります。3月の定例市議会も間近である今、なぜ処分を急ぐのですか。それは、たび重なる滝川市の不祥事に対して、市民が本当のことを知って本当に怒り出す前に市長や副市長まで処分を決めてしまえば、事件の真相は解明されたかと市民の怒りを終息するねらいが見え隠れし、極めて不謹慎と言わなければいけません。

第2の理由であります。先ほどまでの質疑でも出されましたが、責任者の責任が確定していない今、処分の量刑が重いのか軽いのか判断がつかないということです。この思いは、議員全員が同じであると思います。一度決めた処分を訂正しなければならない状況になれば、条例に賛同した議会の責任も問われることになると思います。

第3の理由であります。その処分の量刑に大きく関係する責任問題が未解決なのであります。先ほどの質疑でもありましたように、市のトップが農業開発公社のトップであります。このとき新滝川市活力再生プランでの廃止の批判に耐えられるために、トップが関与し、粉飾した決算で赤字を圧縮したことが確認されれば、議会としても黙っているわけにはいきませんし、このような軽度の処分では済まなくなると思うのであります。

第4の理由であります。市長は、先ほど大変大きな出来事で市民に申しわけないと謝罪いたしましたが、処分なれし、責任逃れの形だけの処分ではありませんか。市長、副市長の給料10パーセントを1カ月だけ、市長4万6,000円、副市長5万円などという処分でお茶を濁すのかと今回の事件はマスコミ報道が先行していて、市民の多くは完全に市理事者を見放すことになりかねません。滝川市にとっては、極めて不幸なことであります。特に市長は、給料をここまで削減しなければならないということは不祥事続きの責任問題で、普通の自治体であれば首長は辞任しているのであります。

第5の理由であります。第1の理由と関連がありますが、不正な粉飾決算を主導した市の副参与を厳しく処分しなかったことです。ここまで頑張ってきて市のために働いてきて、トカゲのしっぽ切りと批判されるような処分をしなかったことはよかったと思います。しかし、それは副参与が粉飾の真実を知っていて、私だけが悪いのか、互いに牽制し合うことになっての合意的責任回避処分と批判されているのであります。

まとめを申し上げます。処分に反対というより、撤回すべきことを申し上げたいのであります。それは、質疑と以上の討論で理解していただいたように、まだまだこの事件の真相が解明されていない状況です。ですから、今の段階で処分を発表しても、真相が解明された後あの処分は一体何だったのか、そして可決、了承した議会はどうなっているのだと批判的になり、議会も責任あると、またまた損失の補償に市議会議員はごめんであります。さらに、先ほど質疑をいたしました、今回の事件は株式会社として商法の適用で背任や特別背任の責任が生じてくるということだけは確かですから、このことによってこれらの処分問題とは別次元で責任論が問題化してくる、そういうおそれも十分考えられるのであります。

いずれにいたしましても、不祥事の続く滝川市が市民に責任の持てる市長と市役所、滝川市議会であることを力説し、討論といたします。

○議長 以上をもちまして討論を終結いたします。

これより、まず議案第1号を起立により採決をいたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第1号は可決されました。

次に、議案第2号を起立により採決をいたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第2号は可決されました。

◎日程第6 議案第3号 滝川市ほか5組合の公平委員会共同設置規約の変更について

○議 長 日程第6、議案第3号 滝川市ほか5組合の公平委員会共同設置規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。公平委員会事務局長。

○公平委員会事務局長 ただいま上程されました議案第3号 滝川市ほか5組合の公平委員会共同設置規約の変更についてご説明いたします。

平成21年12月に開催された第4回市議会定例会において、中・北空知廃棄物処理広域連合の設置をすることの議決をいただいたところではありますが、平成22年2月2日付、北海道知事から設置が許可され、同日付で滝川市ほか5組合公平委員会への加入依頼を受けたところでございます。それに伴い、地方自治法第252条の7第2項の規定により、滝川市ほか5組合の公平委員会共同設置規約の一部の改正をしたいとするものであります。

改正の内容につきましては、議案第3号参考資料の新旧対照表にて説明申し上げますので、資料をお開きください。まず最初に、題名の改正であります。「滝川市ほか5組合の公平委員会共同設置規約」を「滝川市ほか6組合の公平委員会共同設置規約」に改正したいとするものであります。

第1条におきましては、「及び石狩川流域下水道組合」を「、石狩川流域下水道組合及び中・北空知廃棄物処理広域連合」に改正したいとするものであります。

第2条におきましては、「滝川市ほか5組合公平委員会」を「滝川市ほか6組合公平委員会」に改正したいとするものであります。

なお、附則におきましては、施行期日を平成22年3月5日にしたいとするものであります。

以上、議案第3号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は可決されました。

◎日程第7 選挙第1号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について

○議 長 日程第7、選挙第1号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

本件は、中・北空知廃棄物処理広域連合規約第8条第1項の規定により、3人の広域連合議員の選挙を行うものであります。

お諮りをいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選によりたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りをいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定をいたしました。

中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員に私中田翼、山口清悦議員並びに水口典一議員の3人を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま議長において指名いたしました3人の議員を中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の当選人と定めることに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました私中田翼、山口清悦議員並びに水口典一議員が中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員に当選いたしました。

当選しました各議員には、本席よりその旨を告知いたします。

◎日程第8 意見書案第1号 雇用・能力開発機構「地域職業訓練センター」の存続を求

める要望意見書

意見書案第2号 地域職業訓練センター存続へ対策強化を求める要望意見書

○議長 日程第8、意見書案第1号 雇用・能力開発機構「地域職業訓練センター」の存続を求める要望意見書、意見書案第2号 地域職業訓練センター存続へ対策強化を求める要望意見書の2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。田村議会運営委員長。

○議会運営委員長 それでは、意見書案2件について説明を申し上げます。

なお、説明に当たっては、内容を省略し、件名と送付先のみ申し上げます。

意見書案第1号 雇用・能力開発機構「地域職業訓練センター」の存続を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、行政刷新担当大臣、国家戦略担当大臣であります。

意見書案第2号 地域職業訓練センター存続へ対策強化を求める要望意見書。送付先は、北海道知事、北海道議会議長であります。

以上、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定により提出をするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長 長 お諮りをいたします。

本件につきましては、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定に基づき議会運営委員会から提案されたものでありますので、この場合、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決をいたします。

本案をいずれも可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号及び第2号の2件は、いずれも可決されました。

◎閉会宣告

○議長 長 本臨時会に提案されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これにて平成22年第1回滝川市議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 3時49分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員